

令和5年第2回宇治田原町議会定例会

目 次

○第2日（令和5年6月13日）

議事日程（第2号）	13
日程第1 一般質問	15
1. 藤本英樹 議員	15
2. 山内実貴子 議員	22
3. 宇佐美ま り 議員	29
4. 山本 精 議員	35
5. 今西利行 議員	38
6. 原田周一 議員	48
7. 榎木憲法 議員	56
8. 馬場 哉 議員	59

令和5年第2回宇治田原町議会定例会

議事日程(第2号)

令和5年6月13日

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 藤本英樹 議員
2. 山内実貴子 議員
3. 宇佐美まり 議員
4. 山本 精 議員
5. 今西利行 議員
6. 原田周一 議員
7. 榎木憲法 議員
8. 馬場 哉 議員

1. 出席議員

議長	12番	浅田晃弘	議員
副議長	1番	山内実貴子	議員
	2番	榎木憲法	議員
	3番	馬場 哉	議員
	4番	森山高広	議員
	5番	山本 精	議員
	6番	宇佐美まり	議員
	7番	藤本英樹	議員
	8番	今西利行	議員
	9番	上野雅央	議員
	10番	原田周一	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西	谷	信	夫	君
副	町	山	下	康	之	君
教	育	奥	村	博	已	君
政	策	星	野	欽	也	君
総	務	奥	谷		明	君
建	設	垣	内	清	文	君
教	育	黒	川		剛	君
総	務	村	山	和	弘	君
企	画	中	地	智	之	君
税	住	廣	島	照	美	君
福	祉	中	村	浩	二	君
健	康	岡	崎	一	男	君
子	育	岩	井	直	子	君
建	設	谷	出		智	君
産	業	田	村		徹	君
上	下	下	岡	浩	喜	君
会	計	長	谷	川	み	ど
社	会	立	原	信	子	君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事	務	局	長	矢	野	里	志	君
庶	務	係	長	重	富	康	宏	君

開 会 午前10時00分

○議長（浅田晃弘） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（浅田晃弘） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、通告順に質問を許します。

藤本英樹議員の一般質問を許します。藤本議員。

○7番（藤本英樹） 改めまして、皆様、おはようございます。

7番、藤本英樹でございます。通告に従いまして、6月定例会一般質問を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

令和5年度予算編成におきまして、健やかに安心して暮らせるまち、便利で快適に過ごせるまち、活気にあふれる交流のまち、子育てと学びを応援するまちの4つのまちづくりを重点目標に掲げ、「きょうと明日を結んでつなぐ笑顔・活気はぐくみ予算」と題し、予算編成をなされました。

私も大いに賛成してきているところでございます。

その中で、今回は重点項目の子育てと学びを応援するまちと便利で快適に過ごせるまちについて、一般質問を行いたいと思います。

まず、子育てと学びを応援するまちについてですが、本町には就学前の子どもを預ける宇治田原町立保育所あゆみのそのがございます。

平常保育は、平日午前8時から午後4時、土曜日は、午前8時から午前11時45分までとされております。平常保育とは別に時間外保育も行っていただいております、希望されずと午前7時30分から預かってもらえ、夕方午後6時30分まで延長可能となっております。

さらに、有料となりますが、平日、土曜日とも、午前7時から30分間と午後6時30分から30分間は、延長保育制度を実施されておられます。

一方、放課後児童健全育成事業は、下校しても保護者が就業中などの理由により帰宅時保護者が不在となる児童に対し、下校後も一時的に児童を預かる制度となっております。

こちらのほうの開設時間は、月曜から金曜までが、下校時から午後6時30分までとな

っております。また、土曜日、長期学校休業日などは、午前7時30分から午後6時30分まで利用可能となっております。

このように、保育所の開園時間と学童の開設時間について差異が生じております。どのようないきさつ等があつて現状のようになったのか、まず質問したいと思います。

○議長（浅田晃弘） 立原社会教育課長。

○社会教育課長（立原信子） 改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、ご答弁申し上げます。

ご質問の放課後児童健全育成事業の開設時間につきましては、現在、平日は下校時から午後6時30分まで、土曜日、長期学校休業日及びその他の学校休業日の1日開設日は午前7時30分から午後6時30分までとしております。

土曜日等の1日開設日における開始時間につきましては、開設当初は午前8時からとしておりましたが、特に夏休み等の長期学校休業日など、午前8時開始では保護者の出勤時間に間に合わないとお声を多くいただき、人員体制を整備する中で、30分早めて午前7時30分からとする時間延長を実施したところです。

一方、保育所における保育時間は、保護者の就労状況等により保育標準時間、保育短時間のいずれかの認定を受けて、保育標準時間認定の保育時間は午前7時30分から午後6時30分の11時間となります。午前7時から午前7時30分までの30分間と午後6時30分から午後7時までの30分間につきましては、通常保育ではなく延長保育事業として別途実施しているものであり、延長が必要な場合は、申請の上、承認を受けての利用となり、延長保育料が別途必要となります。

放課後児童健全育成事業及び保育所の延長保育事業は、いずれも子ども・子育て支援法に基づき策定された宇治田原町子ども・子育て支援事業計画に掲げる12の地域子ども・子育て支援事業の一つであり、計画策定時には、町内在住の就学前児童及び小学生がおられる全世帯へのニーズ調査を実施した上で、計画期間である令和2年度から令和6年度までの必要な事業量が見込まれており、それぞれの事業は、本事業計画にのっとり、見込まれた事業量を確保するため、必要な体制整備に努めているものです。

○議長（浅田晃弘） 藤本議員。

○7番（藤本英樹） 保育園児や小学生の保護者の中には両方の施設を利用されておられる方も多くおられ、時間に差が生じていることから、小学生のお子さんを迎えに行き、またすぐに保育所へ園児を迎えに行かなければならない家庭もございます。

例えば、宇治田原小学校区の保護者が宇治方面から帰ってこられる場合、午後6時30

分に終了時間が迫る宇治田原児童育成施設にまず迎えに行き、次に保育所に戻り入所児を迎えに行くこととなります。迎えの時間に余裕があれば、帰路の途中の保育所から迎えに行くことができますが、それがかなわないときもございます。

そうした中、両施設を同時刻まで施設運営していただけないか、お尋ねいたします。

○議長（浅田晃弘） 奥村教育長。

○教育長（奥村博巳） ご質問のとおり、保育所を利用のご家庭につきましては、ご兄弟が小学校におられる場合、必然的に放課後児童健全育成事業を利用されていることは認識しておりますが、現在の放課後児童健全育成事業の利用状況においては、開設時間内にお迎えに来ていただき、本事業の運営にご協力をいただいているところでございます。

しかしながら、議員のご質問でございます、先に小学生のお子さんを時間内に迎えに来て、またその後、再度保育所に戻っていただいている状況もあるとのことで、検討の必要がある課題と考えております。

放課後児童健全育成事業施設は小学校ごとの設置であり、2か所あります。少人数になった時間帯にお子さんを集約して保育できる保育所とは形態が異なっていることから、職員の安定的な確保が大きな課題となっており、すぐに延長の実施は困難な状況であります。

また、単純な時間の延長ではなく、延長を希望される場合は、保護者の就労状況等による延長の必要性の届出など、制度改正が必要になると考えております。

この事業は、先ほども申し上げましたとおり、本町の子ども・子育て支援事業計画に掲げる事業でございまして、本事業計画にのっとり実施しているものでございます。

本年度は、子育て支援課が次期計画策定に向けてニーズ調査の実施を予定しておりますので、開設時間の延長につきましては、その調査結果を踏まえ、また、現在のご利用状況も確認する中で、安全な実施体制の確保と併せて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 藤本議員。

○7番（藤本英樹） 学童施設の延長につきましては、保護者の皆様方から声をよく耳にします。子育てと学びを応援するまちの取組として非常に重要と考えますが、制度改正ができないか、改めてお伺いいたします。

○議長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 子育てと学びを応援するまちの取組といたしましてのご質問でござ

いますので、私のほうからご答弁させていただきたいと思います。

放課後児童健全育成事業の趣旨といたしましては、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供して、家庭・地域と連携し、児童の健全な育成を図るものでございますが、保護者の働き方が多様化している中で、保護者が安心して就労できるよう、子育て支援サービスとしての役割も担っているものと考えておるところでございます。

また、一方で、保護者の帰りを心待ちにしている子どもたちの心情にもおもんばかり、親子が家庭でゆっくり過ごす時間が確保され、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、仕事と家庭の両立を目指す社会全体の取組も大変重要であると考えておるところでございます。

本町といたしましては、子育てと学びを応援するまちの実現に向け、庁内関係課の連携を図りながら、子育て支援施策の充実に取り組んでいるところございまして、今年度は、本町子ども・子育て支援事業計画の次期計画策定に向けた準備を進めておるところでございます。

放課後児童健全育成事業をはじめ、本計画に掲げる各種子育て支援事業につきましては、現状の利用状況と保護者のニーズをしっかりと把握する中で、親も子も安心できる暮らしを支えるために必要な制度の実現に向け検討してまいるということで考えておりますので、今後ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 藤本議員。

○7番（藤本英樹） 制度拡大となりますと、当然に財政面での懸念や放課後児童支援員・補助員の増員等が生じる可能性があります。ぜひとも実現いただきたい制度改正であります。

財政面につきましては、本町のふるさと納税の使途は、未来を担う子どもたちのために一本化されており、ふるさと納税で頂いた財源を充当することも可能であると考えますので、ぜひ、早急に制度を見直ししていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、便利で快適に過ごせるまちについて質問をいたします。

本町の周辺のインフラ整備につきましては、新名神高速道路のインターチェンジを中心に京都府で精力的に事業を実施していただいております。町長の1丁目1番地である宇治田原山手線整備につきましてもようやく開通の運びとなり、6月18日に南地区から庁舎までの1.4km区間が開通いたします。また、先月半ばには、南バイパスの交差点から

城陽側の国道307号もバイパス区間へ切り替わり、令和6年度新名神供用開始に向け、着々とインフラ整備が目に見えて進んできております。

本町にとって悲願である庁舎から工業団地までの残り区間につきましても、府事業として今後計画的に実施されていくことに大きな期待を寄せており、現状の朝夕における交通渋滞が企業誘致への弊害とならないよう、一日でも早い全線開通を望むばかりでございます。

また、新名神高速道路開通に伴いまして、城陽市側では都市計画道路東部丘陵線という新名神高速道路の側道も完成する予定です。

現在、本町住民の方の経済交流や通勤・通学の多くは京都・大阪・奈良等であり、主に鉄道を利用されていると思いますが、本町から宇治市や京田辺市の各駅までは、路線バスもしくは自家用車の通常走行で20分から30分を必要とします。

それが、都市計画道路東部丘陵線が開通いたしますと、お隣城陽市のJR長池駅も最寄り駅となります。買物も、城陽市の大型商業施設が最短時間で行ける商業施設になるかと考えております。

このような状況の中、新名神高速道路完成後の近隣市町との連携、例えば公共交通、雇用、経済交流について、本町はどのように連携していくつもりなのか確認したいと思っております。

○議長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、藤本議員のご質問にお答えを申し上げます。

新名神高速道路供用を目前に控え、京都府をはじめ近隣自治体での道路整備が急ピッチで進んでいる中、先月半ばには国道307号市辺奈島間のバイパス区間への切替えもあり、スムーズな車の流れとなってきてまいりました。

また、城陽市の都市計画道路東部丘陵線も現在、新名神工事と並行して進められておられます。

一方で、宇治田原山手北線から南郷インターにつながる宇治田原大石東線までの工事については、大津市で鋭意取り組んでいただいております。

着々とアクセス道路の整備が進む中で、今年18日には宇治田原山手線の役場から南バイパス区間の開通式を実施いたします。

町長就任当初から、本町の未来を見据えた、道づくりはまちづくりであることを信条とし進めてまいったところでございます。今回、開通する区間はまだ一部ではありますが、これがまちの未来につながる道となりますので、庁舎から先線の工事につきまして

も、一日も早く完成できるよう京都府のお力添えを得ながら、町としても汗をかき精一杯努力してまいりたいと考えておるところでございますので、議員の皆様方にもお力添えを賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

また、新名神の供用開始後、西の城陽市側は整備された国道307号や都市計画道路東部丘陵線への通行が可能となりますと、通勤者の流れも変化すると思われまじし、議員がおっしゃるように、町内から通勤・通学、また、買物にも変化があると考えます。

特に、JR長池駅までは銘城台から約6kmであり、距離的にも時間的にも近い駅になります。また、アウトレットや商業施設、さらにはインターチェンジ周辺の物流施設へもこの東部丘陵線が利用されることとなると思えます。

現在、城陽市とは、まちづくりをはじめ、公共交通、また、流域下水道等に至るまで様々な分野で連携・協議をしておるところでございます。事務的な協議だけでなく、奥田市長とも手をつなぎ連携していけるよう、常に話をしておりますので、自治体の垣根を越えたお付き合いを今後もしっかりとしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 藤本議員。

○7番（藤本英樹） お隣の城陽市だけではなく、京田辺市もこれまで深い交流がございます。

井手町、田辺町時代には、同じ綴喜郡として消防署分署の設置などの支援、協力をいただいております。

また、宇治市とは、宇治茶ブランドの名のもと、宇治茶生産地という経済交流を築いてこられました。

さらに、井手町を含む周辺自治体、犬打峠のトンネル化により、距離、時間的に大幅に短縮されることとなる和東町との協力は欠かせないものと思っております。

先ほど申し上げたとおり、国道307号の改良整備、都市計画道路東部丘陵線が完成する城陽市をはじめ、和東町、井手町、京田辺市、また宇治市との連携について確認したいと思えます。

○議長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 公共交通の要衝となる鉄道の駅がない本町にとって、新名神高速道路のインターチェンジは町の玄関口となり、国道307号や都市計画道路東部丘陵線、また、府道宇治木屋線や大津市道（幹2028号線）とネットワークする宇治田原山手線は、

今後、様々な可能性をもたらしてくれると期待もしておるところでございます。

盆地である本町の地形から、歴史的にも隠れ里のような感じはありますが、城陽市側の開発等もあり、これからは周辺自治体と連携した土地利用ができるよう進めていきたいと考えておるところでございます。

特に、国道307号は、通勤・通学はもちろん、今後立地される企業の社員や車両等の多くの人の流れがあり、単独の自治体で解決できるものではありませんので、そのためにも国道307号改良促進協議会でお世話になっている城陽市、また京田辺市、そして井手町とは、道路だけでなく公共交通の面でも連携を図って進めたいと考えておるところでございます。

また、宇治市においては、産業観光の面での連携が重要であると考えております。

また、緑茶発祥の地である本町は、（仮称）犬打峠トンネルで距離も時間も短縮される和束町とも茶文化でのつながりを大事にしたいと考えておるところでございます。

京都府南部の自治体はもちろん、大津市との連携も大事であると考えています。

滋賀県側の（仮称）大津スマートインターや南郷インターチェンジも近くなり、工業団地企業をはじめ、町内の産業にもたらす影響は大きく、大津市道幹2028号線の経済効果は高いと考えておるところでございます。

議員がおっしゃるように、これまでも、本町は単独でなく、南部自治体に支えられ助けられてきたと思っておるところでございます。広域化が叫ばれる中、積極的に自治体同士が連携し、時代の変化をうまく利用しながら、宇治田原に住んでよかった、好きやねん宇治田原と思っただけのまちづくりをさらに強力に進めていきたいと考えておるところでございます。今後もお理解、ご支援賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 藤本議員。

○7番（藤本英樹） インフラ整備事業は、本町の将来を見つめる上で避けては通れない道筋です。西谷町長が町政のかじ取り役を担っていただき、一気に加速した事業でございます。

山手線事業につきましては、西谷町長が当選を果たされたときからの公約であり、今回、南から庁舎間の山手線開通はその一部にすぎません。

今後は、庁舎から工業団地までの区間が完成するまで、私も町長与党議員として全力でサポートしていく所存でございます。

また、本町のような小さな自治体は、周辺の市町とも積極的に交流し、協力することでより住みやすい環境が構築されるのではないのでしょうか。

本町の将来像を描く上でも、インフラ整備が進む今だからこそ、より積極的に近隣市町との連携を図り、本町の活性化につなげていただきたいと考えております。

我々も近隣市町議員と連携し、本町の未来のために尽力してまいりたいと考えておりますので、今後とも引き続きよろしくお願い申し上げます。

以上で6月定例会一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（浅田晃弘） これにて藤本英樹議員の一般質問を終わります。

続きまして、山内実貴子議員の一般質問を許します。山内議員。

○1番（山内実貴子） 改めまして、おはようございます。

それでは、山内実貴子が通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

まず、1件目は、住民サービスの向上について、役場の窓口対応などについてお伺いいたします。

住民にわかりやすい言葉。

役場等への来庁者に対し行われたアンケートでは、窓口対応や住民対応については、おおむね好評を得ていたようでした。その結果を受けて、課題等気づきや改善点はあったのでしょうか。

先日、役所が出している各種案内文や広報紙について、住民に分かりやすく、また、親しみやすくと取り組む自治体が多数あることを知りました。

その事例には、住民が親しみやすい文書として、お役所言葉は使わない、過度な挨拶、敬語は控える、命令調、否定形の表現は避ける、法令用語、専門用語は分かりやすい言葉に言い換える、片仮名語は注意して使う、略語はなるべく使わない、曖昧な表現はしないなどとあります。

また、読んでもらえる文書を作る上では、一文はできるだけ短くするなどとなっています。

そして、レイアウトを考えるときは、記入書類など記入欄のスペースを十分に確保するなどとしています。

窓口対応でも、住民の方が日頃から不便に感じておられることや疑問に思っておられることもあるのではないのでしょうか。

本町でも、例えば挨拶文で、「平素は」から始まる言葉をよく耳にしますが、「日頃は」から始まることで親しみが感じられます。「何々に係る」「何々するもの」「供用

開始」なども分かりやすい言葉に変えることができ、親しみを持って聞くことができると思います。

こういったことに取り組んでいる自治体は、優しい日本語、外国人にも分かるように配慮した簡単な日本語であります。このような優しい日本語なども参考にされていると聞きました。

分かりやすく親しみやすい表現について意識を持って取り組むことで、日頃からの窓口対応もさらに変わってくるのではないのでしょうか。

このように、住民の方に分かりやすく親しみのある言葉での対応を役場全体で進めていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 村山総務課長。

○総務課長（村山和弘） それでは、山内議員の住民サービスの向上のご質問につきまして、ご答弁のほう申し上げます。

窓口アンケートの結果につきましては、窓口サービスの満足度の質問項目に8割以上の方が大変満足、また、満足にご回答いただく等、おおむね良好であったと分析しているところでございます。

このような中、原因は不明ではございますが、不満と回答された方がお一人ございました。

今後は、不満と回答される方が一人でも少なくなるように、引き続き丁寧な対応に努めるとともに、不満の原因も分かるようなアンケート方法の工夫を図ってまいりたいというふうに考えております。

議員ご質問の役所言葉や片仮名語等を多用することは、住民の皆様にとって分かりにくい表現になる場合もあることから、時代に合わせて見直すべきところは見直していかねければならないというふうに考えております。

このようなことから、住民の皆様に分かりやすい表現とするため、相手の立場に立った文書作成や説明に努め、一方的な表現になっていないか、説明は簡潔にまとめられているか、専門用語や片仮名語の適切な使用ができているかを確認するとともに、難しい言葉や曖昧な表現をしないように心がけることが重要であると考えております。

今後も、職員研修等を通じまして、住民の皆様立場に立った分かりやすい文書作成や説明ができるよう、職員一人一人のスキルアップを図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（浅田晃弘） 山内議員。

○1番（山内実貴子） 窓口アンケートについては、今後も住民の皆さんの声を聞く機会として、さらに、お困りのことや改善点ができるような方法で行われていくことを願っております。

また、役所言葉や片仮名語等は、受け取る方の年代も関係してくると思いますが、分かりやすく親切な対応について常に考えていくことが、住民サービスに大いに役立つものだと思います。

今後も、職員の方々が住民の皆さんの立場に立った分かりやすい文書作成や対応をお願いしたいと思います。

何よりも、一番の対応は、職員の皆さんの笑顔と声かけ、一生懸命な対応であることを忘れないでいただきたいと思います。

次に、窓口番号の利用についてをお伺いいたします。

本庁舎の窓口には、それぞれ番号がつけられています。

例えば、介護保険は1階の3番福祉課、ハートバス、タクシーのことは2階の9番まちづくり推進課となっています。

この、窓口番号をフロア階とともに役場からのお知らせや役場に設置している申請書などに明記することで、目的の窓口がどこにあるのかが分かりやすく、住民サービスの向上につながるのではないのでしょうか。こうした一工夫で、さらに利用しやすい窓口になると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 奥谷総務担当理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 議員ご質問の窓口番号の送付文への記載につきましては、住民の皆様がどこの対応窓口に行けばよいのかを分かりやすくした手法の一つであると考えておるところでございます。

しかしながら、納税通知書等をはじめとして圧倒的に多くの住民の皆様を送付させていただく送付文につきましては、個別のシステムから出力したものであり、これらに窓口番号を明記するにはシステム改修に費用等も要しますことから、全ての送付文に窓口番号を明記することは難しいと考えております。

まずは、利用しやすい窓口の推進につきまして、来庁された方が窓口で迷うことなくスムーズに向かうことができるよう、相手の立場に立った丁寧な窓口案内に努めることが最も重要であると考えております。

今後とも、住民の皆様にご満足いただける窓口サービスの充実に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（浅田晃弘） 山内議員。

○1番（山内実貴子） ただいまのご答弁で、利用しやすい窓口の推進について、来庁された方が窓口で迷うことなくスムーズに向かうことができるよう、相手の立場に立った丁寧な窓口案内に努めることが最も重要であるとお考えをお聞きしました。

先ほども申し上げましたが、来庁された方には爽やかに声をかけ、スムーズに手続へと向かえますよう、努めていただきたいと思います。

次に、書かない窓口対応についてお伺いいたします。

役所などでの窓口対応に、来庁者が申請書を記入せずに住民票や印鑑登録証明書、税証明などが申請できる書かない窓口という行政サービスがあります。

来庁者の手続の簡素化や待ち時間の短縮といった住民サービスの向上が期待されます。

デジタル庁も、書かない、待たない、回らない、ワンストップ窓口を実現することで、地方自治体窓口の誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化の実現を目指しております。

押印廃止や記入欄の省略、記入枠の適切な確保などとともに、デジタル化への取組として導入をと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 奥谷総務担当理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 政府が進めている自治体窓口のDXである書かないワンストップ窓口につきましては、マイナポータルや地方自治体の電子申請システムの利用によるオンライン申請に加え、デジタル化の推進に併せた業務見直しを通じて、従来の窓口業務を進化させることや身近な接点の利便性の向上を併せて進めることで、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を実現するとされているところでございます。

本町におきましては、第7次行政改革大綱等におきまして、スマート自治体への転換の中で、ICT活用による窓口改革の取組の重点化を図っており、議員ご質問の窓口のデジタル化は必要な書類ごとに申請書等を記載する手間が省かれ、待ち時間の解消にもつながるとともに、受け付けた申請情報等を一括で管理し、関連する各課と情報共有できるなど、ワンストップサービスの円滑化も図れるものと考えております。

また、高齢化社会が進み、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加の一途をたどる中、これらの取組を通じて、どのような世代にも優しいデジタル化を図ることは、誰一人取り残されない窓口サービスの提供といった観点から大変重要であると考えております。

今後も、本町の窓口のデジタル化の推進と併せて継続的な業務改善を行い、誰一人取

り残されない、人に優しい窓口サービスの実現に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（浅田晃弘） 山内議員。

○1番（山内実貴子） 窓口サービス、また、国や自治体の取組や情報を音声で読み上げる音声コード、Uni-Voice（ユニボイス）というアプリがあります。

このようなアプリ等も活用しながら、より誰もが簡単に町の情報、これは、防災や町からの印刷物の内容なども含め、これを音声で知ったり、電気、ガス、水道の検針票の読み取りなどもでき、窓口対応にも有効なものではないかと思えます。

誰一人取り残されない、人に優しい窓口サービスの実現にと努めていただく中で、様々なデジタル社会に向けたシステムも導入しながら、宇治田原町ならではの住民の皆さんとの絆を大切に、施策の取組を進めていただきたいと思います。

次に、2件目、感染症・熱中症などの予防について、お伺いいたします。

1つ目は、ワクチン接種と感染症予防啓発についてです。

ここ数年、新型コロナウイルス感染症の予防で、マスクの着用や手指消毒の励行の効果もあり、インフルエンザ等感染症にかかりにくい状況でした。

この5月8日よりコロナ対応が5類となり、マスクをする機会が減り、生活状況も変わったため、急激にインフルエンザ、また、麻疹の感染者が増加しています。

感染症対策については、新型コロナウイルス感染症も含め、個人の判断に委ねることになりました。

でも、そもそもコロナがなくなったわけではなく、現に、感染すると重症化するおそれのある高齢者、また、基礎疾患のある方などにはワクチン接種が行われております。

手洗いなどの手指衛生といった基本的な感染対策は、コロナだけではなく他の感染症予防にも有効だと言われております。

新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種状況や、冬季ではなく初夏のこの時期に行うインフルエンザ等の感染症への取組や予防啓発はどのようにお考えでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 岡崎健康対策課長。

○健康対策課長（岡崎一男） ご質問のとおり、様々な感染症に罹患しないためには、住民の皆様自らが予防意識を高め、対策を行っていただくことが重要になります。

新型コロナウイルスワクチンにつきましては、国から全額公費負担による特例臨時接種を令和6年3月まで延長する方針が示されたことを受け、本町では対象となる方への接種体制を速やかに確保、実施しております。

令和5年春開始接種においては、意向調査を送付した方々の6割を超える方々から接種希望があり、住民の予防意識の高さがうかがえます。

新型コロナウイルス感染症は、去る5月8日から、法律上、5類感染症に変更され、基本的な感染予防対策は個人や事業者の判断に委ねられることになりましたが、ご指摘のとおり、ウイルスがなくなったわけではありません。この間のコロナ禍の中で高まった皆様の予防意識を継続していただくよう、現在実施中のワクチン接種と併せて多くの機会を捉え、様々な感染症に対する予防対策の重要性を周知啓発してまいりたいと考えております。

○議長（浅田晃弘） 山内議員。

○1番（山内実貴子） 新型コロナウイルスなど、感染症に関しては行動が緩和されても、まだまだ油断しないことが必要です。

また、基礎疾患など感染すると重症化するリスクがある、また、感染予防の必要な方が必要な対策が取れるよう、公共施設等での手指消毒液の設置などは継続して行っていただきたいと思っております。

次に、熱中症対策についてお伺いいたします。

近年、暑さも厳しく、また、今年は春といわれている4月5月でさえも30度に届く暑さとなりました。毎年、この急激な気温の上昇に体がついていかず、気づかないうちに脱水症状を起こし、熱中症で救急搬送されるという方が多くなっております。

特に、高齢者が多い状況が報告されております。

また、高齢者に限らず、暑さが厳しくなり、いざというときに起動しないエアコンの整備（電源の確認やフィルターの掃除など）や試運転などの注意喚起を行うとともに、熱中症に対する対策、また啓発が必要と考えますが、いかがでしょうか。

熱中症に関する対応マニュアル等、特に近年の急激な高温の時代に合わせた取組等についてもお聞かせください。

○議長（浅田晃弘） 岡崎健康対策課長。

○健康対策課長（岡崎一男） 熱中症につきましては、まずは住民の皆様自らが予防対策を心がけていただくことが重要です。

国が公表している熱中症環境保健マニュアルでは、行動、住まい、衣服の面から日常生活での暑さを避ける工夫のほか、小まめに水分を補給する、体力や体調を考慮するなどの予防法が示されております。

これらを皆様の実践につなげていただくため、気温上昇が早期化する傾向を踏まえ、

速やかにホームページ等で広く周知を進めてまいります。

また、同マニュアルでは、熱中症に関する保健指導の在り方も示されておりますが、本町での取組の一例を挙げますと、昨年度から開始した高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業では、高齢者の通いの場に保健師が出向く中、複数回、熱中症予防に関する対面での保健指導・相談も行っているところです。

○議長（浅田晃弘） 山内議員。

○1番（山内実貴子） ご答弁にもありましたが、マニュアルには熱中症に対する予防法が示されているとのことですが、住民の皆さんに実践していただくためにはどうすればいいのかが大切です。

本町では、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業でも熱中症予防に関する取組を行っていただいているようです。

今後も、広く住民の皆さんが熱中症等への行動変容につながる情報発信を各課連携して行っていただきたいと思っております。

図書館など公共施設については、近年、全国的に、利用目的だけではなくクールスポットとしての利用を推奨しています。

クールスポットとは、夏の暑さを忘れられるような、身近で涼しく過ごせる空間・場所のことです。

夏の電力不足や電気代の高騰などにより、家庭での電気代が気になる時期に、ちょっと出かけたついでに、また、人との交流が増えたこの時期、見守りも含めた居場所づくりも必要かと考えます。

高齢者、子育て世代だけでなく、全住民を対象にした熱中症対策として、クールスポットの設置や、その情報提供についてお聞かせください。

○議長（浅田晃弘） 山下副町長。

○副町長（山下康之） それでは、ご答弁申し上げます。

先ほどの答弁にありましたように、まずは住民の皆様自らの熱中症予防対策が肝要ですが、その中で、クールスポットの利用も大変有効な対策となります。

例を挙げていただきました図書館だけでなく、住民交流の拠点としておりますこの役場庁舎をはじめとする公共施設もぜひ、住民の皆様にご利用をいただけたらと考えております。

また、本町の各担当課が行う様々な事業、屋内でのイベント等の場もクールスポットになるほか、啓発の機会となります。各課が連携・協力しつつ、全庁的に住民の皆様へ

の熱中症対策を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 山内議員。

○1番（山内実貴子） 熱中症への予防や啓発については、毎年必要なことであり、取組も進めていただいておりますが、暑さが年々厳しくなっている中、政府は5月30日、熱中症対策について関係府省庁が今後5年間に取り組む実行計画を閣議決定いたしました。2030年までに熱中症による死者数を現状から半減させることが柱となっています。

また、熱中症予防強化キャンペーンの実施といった命や健康を守るための普及啓発や情報など、関係府省庁が行う具体的な施策を示し、今月から取組を進めるとしています。

適切な予防や対処に努めれば、熱中症による死亡や重症化は防ぐことができると思っています。

クールスポットとしては、民間のお店などの協力もいただければと思いますし、また、ご答弁にもありますように、様々な事業、屋外でのイベント等の場もクールスポットとして啓発の機会とし、各課が連携・協力しつつ、全庁的に、本町でも熱中症対策、住民の皆さんの命と健康を守る取組をより一層、強力に進めていただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅田晃弘） これにて山内実貴子議員の一般質問を終わります。

続きまして、宇佐美まり議員の一般質問を許します。宇佐美議員。

○6番（宇佐美まり） 通告に従いまして、宇佐美まりが一般質問をさせていただきます。

まず、産婦健康診査についてお尋ねいたします。

本年度予算に掲げる第5次まちづくり総合計画・第2期地域創生総合戦略を推進するための4つの方針の一つに、子育てと学びを応援するまちとして、子どもを産み育てる環境と教育、生涯にわたる人間性豊かな成長や暮らしの充実を推進する様々な事業が計画されています。

本町ならではの特色ある育みと学びの支援に重点的に取り組む姿勢は、子育てに選ばれる町としての評価と共感を得ながら、新たな人を呼び込む好循環を生み出し、移住・定住へとつながるとともに、笑顔と活気にあふれるまちづくりを目指す上でも大切なファクターと言えます。

その子育てに関するリスクの一つに産後鬱病があります。近年、地域のつながりが希薄化するとともに、長時間労働等により父親の育児参加が十分に得られない中、子育て

が孤立化し、負担感が大きくなっていることから起こり得る疾患とされています。

その産後鬱は、出産女性の1割から2割に発症すると言われています。また、出産後1週間から2週間以降に発症することが多く、罹病期間は数か月から時には1年くらいまで及ぶことがあります。

産婦健康診査については、産後鬱の予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月などの出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等）の重要性が指摘されています。

それらの対応として、本町においても、新生児訪問等が計画されていると思いますが、この事業は具体的にどのように訪問計画を立てておられるのか、また、産婦からの申出がない場合でも訪問は実施されるのか、支援やケアが必要と判断される産婦に対してどのように対応されているのか、お尋ねいたします。

○議長（浅田晃弘） 岩井子育て支援課長。

○子育て支援課長（岩井直子） 本町では、令和2年4月より、産婦健康診査の費用助成を行っています。健診内容は、問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、こころの健康状態チェックとなっており、とりわけ、こころの健康状態チェックは、産後鬱病質問票を用い、産後鬱の早期発見を目的にしております。

産婦健康診査は、出産された産科等で実施され、医師や助産師が支援の必要性を判断した場合は速やかに町へ連絡をいただき、連携を図る仕組みを構築しています。

新生児訪問におきましては、産科等と連携を取りながら訪問計画を立案し、産婦からの予約の有無にかかわらず、町から連絡を入れ、早期に全件の新生児訪問を実施しています。その際に、産婦に対しましても産後鬱質問票及び育児支援アンケート、赤ちゃんへの気持ち質問票を用いて産後鬱病及び育児負担等の有無を早期に把握し、産後ケア事業や産前・産後サポート事業等、必要な支援につなぎ、新生児への虐待未然防止を図っております。

○議長（浅田晃弘） 宇佐美議員。

○6番（宇佐美まり） 産後、不安定になりがちな産婦に対して、早期に全件、新生児訪問を実施していただいていることに、とても安心いたしました。今後もよろしくお願いいたします。

続きまして、乳幼児健診についてお尋ねいたします。

乳幼児健診については、生後間もない赤ちゃんの健康保持及び増進を図ることを目的とし、発育・栄養状態の確認、先天的な病気の有無・早期発見、予防接種の時期や種類

の確認など、必要な項目を定期的に行います。

近年、地域のつながりや近隣との関係が薄れ、育児をサポートしてくれる人が周りに少なくなっている中、定期的な乳幼児健診は、母親の不安を緩和する精神的な支えにもなる貴重な機会になっていると思います。

本町においても、母子保健法に基づいて実施していただいているところですが、現時点において、町内に乳児健康診査・乳児後期健康相談・幼児健康診査・2歳児歯科健診・3歳児健康診査等の各診査について、僅かでも未受診者が存在しているのか、また、近年、新生児への虐待予防等を含め、様々なリスクが想定されていると思いますが、その対応はどのようにされているのか、お尋ねいたします。

○議長（浅田晃弘） 岩井子育て支援課長。

○子育て支援課長（岩井直子） 令和4年度の未受診者は、乳児健康診査はゼロ名、乳児後期健康相談は1名、幼児健康診査は3名、2歳児歯科健診は5名、3歳児健康診査は7名でした。

乳児期にはほとんどの方が受診されますが、年齢が上がるにつれ、保護者の仕事復帰等、ご都合により欠席数が増える傾向がございます。

各種健康診査は、お子さんの成長過程においてとても大切な健診です。未受診者には、保護者に連絡を入れ、育児状況等を確認するほか、ご希望があれば個別に保健師が面談を行うなど、全件把握するよう努めております。

○議長（浅田晃弘） 宇佐美議員。

○6番（宇佐美まり） 令和4年度の未受診者の状況がよく分かりました。また、それに対する丁寧な対応をしていただき、ありがとうございます。

続きまして、新生児聴覚診査についてお尋ねいたします。

言語の獲得は聴覚を用いてなされるため、乳幼児期における難聴児の聴覚補償は不可欠です。もし、乳幼児期に難聴に気づかれずにその発見が遅れてしまうことがあれば、言語発達に大きな影響を及ぼすこととなります。そのため、言語獲得の面から考えても、難聴児の早期発見はとても重要であり、生後3か月以内の確定診断と6か月以内に発見することがとても大切になります。

乳幼児健診での聞こえにくさは、目には見えないので気づきにくく、1,000人に1人から2人の赤ちゃんが生まれつき聞こえにくさがあるとされています。

聴覚障がい、早期に発見され適切な支援が行われた場合は、聴覚障がいによる音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見、早期療育がとても

重要です。そのためにも子育てと学びを応援するまちを方針に掲げている本町においても、自動ABR、またはABR（聴性脳幹反応検査）やOAE（耳音響放射検査）を全ての新生児を対象として、新生児聴覚検査を費用助成で実施することがとても大切だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 山下副町長。

○副町長（山下康之） では、ご答弁申し上げます。

新生児訪問において、新生児聴覚検査の受診状況を全件確認し、訪問時においても音への反応を確認しているところでございます。

令和4年度の出生者では、新生児聴覚検査の未受診者がおられますが、未受診の理由といたしましては、産科での検査の意義について説明を受けた上で希望されなかった状況でございます。

新生児聴覚検査の費用助成を実施することは、検査受診への後押しになり、先天性難聴の早期発見につながると認識しておりますので、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 宇佐美議員。

○6番（宇佐美まり） 新生児聴覚検査の早期発見、早期対応に向け、前向きなご答弁をいただきありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

次に、5歳児健診の必要性について、お尋ねいたします。

発達障害を持つ幼児が、乳幼児期から切れ目なく適切な支援が受けられるようにするためには、発達障害を早期発見することがとても重要であると思います。乳幼児健診においては、発達障害が疑われる幼児の発見割合が極端に低く、発見漏れの可能性が高い例が見られ、厚生労働省の乳幼児を対象とする研究では、顕著な発達障害の特性を示す層の割合、有病率は1.6パーセント推計となっているものの、実際に市町村から上がってくる1歳6か月児健診や3歳児健診では、これを下回る例が報告されました。

平成17年に施行された発達障害者支援法では、地方自治体の責務として発達障害の早期発見、また、発達障がい児に対する早期支援が求められており、以後、発達障害の早期発見、早期対応を目的として、5歳児健診を実施する自治体が増えてきています。

LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥、多動性障害）、ASD（自閉症スペクトラム）、軽度知的障害といったいわゆる軽度発達障害は、集団生活を経験する幼児期以降になって初めてその臨床的特徴が顕在化してくると言われており、3歳児健診を最終と

する現行の乳幼児健診システムの中では、十分に対応できていない可能性が指摘されています。これらの報告から、幼児が集団生活を一定期間経験した上で、適切な支援を行うことが求められているのだと思いますが、本町はどのような支援体制を取っておられるのかお尋ねいたします。

○議長（浅田晃弘） 岩井子育て支援課長。

○子育て支援課長（岩井直子） 町立保育所では、気になる子のサポート事業を実施しています。これは、集団生活において課題を抱える子を早期に発見し、支援につなげるため、保育士がチェックリストを用いて気になる子をスクリーニングし、臨床心理士の巡回で行動を観察、支援の検討を行うもので、就学に向けて保護者と適切な支援について相談をしていくための大切な機会となっています。

また、幼稚園との連携にも努めており、幼稚園教諭から町の発達相談員に気になる子の相談があると、幼稚園を訪問し、支援等について検討を行っています。

本町では発達相談日を月2回開設し、ほかにも子どもの成長等について子育て支援課や支援センター、保育所など相談事業を行う中で、乳幼児期から就学まで切れ目のない相談支援体制を取っております。

○議長（浅田晃弘） 宇佐美議員。

○6番（宇佐美まり） 5歳児健診の目的は3つあると言われていています。

1つ目は、学齢期前の幼児の成長発達を確認するとともに、睡眠、食事、生活リズムなどの基本的な生活習慣を見直し、幼児を取り巻く環境を整え、より生き生きとした健康的な生活が送れるように支援することです。

2つ目は、集団生活に入ってから見られる幼児の成長発達のみならず子育ての難しさなどについて尋ね、適切な支援を行うことです。

3つ目は、健診を通して保育所、幼稚園、医療機関、相談機関などとの連携を深め、よりよい子育てネットワークを構築することにあります。

市町村独自に臨床心理士や保育士がチェックリストによるスクリーニングや巡回時の行動観察を行うことも一つの方法であり、本町においても発達障害への早期発見、早期支援へのご尽力いただいていることに、とても感謝をしております。

しかし、発達障害の診断については、検査はできても、診断については医師にしかできません。より一層きめ細やかな支援を行うためには、やはり健診の構成は、医師、保健師、看護師及び歯科衛生士が基本となり、併せて市町村により臨床心理士や保育士が加わり、チーム体制で実施するのがベストだと思います。

本町の現状は、保育士のリストアップから支援がスタートする「気になる子のサポート事業」が報告されました。よりきめ細やかで、より確実性の高いサポート体制を実現するために、ぜひ来年度に向け本事業について予算立てを行い、5歳児健診、名称は気になる子のサポート事業として、アップグレードしていただきたいと思います。

妊娠期から出産、子育てまでを一貫して切れ目なくサポートし、きめ細やかな対応を実現するために、本町独自の、そして近隣市町にない子育て支援の施策を実施することが、安心安全とともに移住定住につながると思います。子どもたちの夢応援に活用しているふるさと納税を財源として、次年度へ向けて検討していただけないでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 山下副町長。

○副町長（山下康之） それでは、ご答弁申し上げます。

成長過程、特に幼児期における発達には個人差があります。ゆっくりとした発達曲線を描く子もいれば、ご指摘のように何らかの課題を抱えることから、発達の遅れが現れる子もおります。大切なのは各種健診や面談で課題がある場合、その後のフォローの重要性だと考えます。

本町では発達相談員、保健師や保育士がこれまでの知識や経験を踏まえ、成長を見守る中でお子さんと保護者に寄り添い、宇治田原独自の丁寧な支援に努めております。

5歳児健診とのご提案をいただき有効な事業とも思いますが、現在関係職員が支援内容を共有する中で、就学前の子どもたちへの対応に取り組んでおりますことから、ふるさと納税の財源も含め、今後の検討とさせていただきたいと考えますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 宇佐美議員。

○6番（宇佐美まり） 総括といたしまして、本町の第2期地域創生総合戦略の一つである「子育てと学びを応援するまち」、子どもを産み育てる環境と教育、生涯にわたる人間性豊かな成長や暮らしの充実の推進に向けて計画されている20もの事業については、私自身も賛同し、微力ではございますが、まちづくりを支える議員の一員として、行政と共に力を尽くしていきたいと思っています。

今後、新名神高速道路のインターチェンジが整備されるこの数年間は、本町にとって重要な過渡期にあります。宇治田原インターチェンジ（仮称）と併せて宇治田原山手線が完成すれば、本町のあらゆる経済活動に向けて大きな飛躍が期待できます。これら道路整備は、企業誘致も含め様々な経済効果をもたらし、本町への移住定住も大いに期待

できると思います。

そんな中で、例えば子育て世代が居住地を選択するときに、近隣の市町と比べて考察するのは、いかに子育てへの支援、配慮が充実しているかが大きな判断材料になると思います。ぜひ、本町に魅力を感じて移住定住してもらえるような斬新なアピールができる施策を今後も打ち出していただくことに期待をいたしまして、私、宇佐美まりの一般質問を終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（浅田晃弘） これにて宇佐美まり議員の一般質問を終わります。

続きまして、山本精議員の一般質問を許します。山本議員。

○5番（山本 精） 通告に従いまして、山本精が一般質問を行います。

私の質問は2件あります。

まず最初に、子どもたちの安全対策についてです。

今日、登下校時の交通事故や不審人物の声かけなど近隣地域でも起きています。日々、子どもたちの登下校の見守りパトロール活動について、見守りパトロール安全隊の皆さんには、大変感謝を申し上げます。

現在見守り安全パトロール隊の活動実態はどうなっていますか。各地域に何人の方が登録されて、現在具体的に活動されているのは何人なのか。教育委員会では、どのように現状把握をしていますか。

○議長（浅田晃弘） 黒川教育次長。

○教育次長（黒川 剛） 子どもたちの登下校時など交通安全、防犯のため活動いただいております見守り安全パトロール隊の方々には、大変感謝申し上げますところでございます。

活動へご協力いただいている方は、学校を通じて、もしくは直接教育委員会に申出をいただいております。6月1日現在、見守り安全パトロール隊に登録いただいている方は、田原小学校区で69名、宇治田原小学校区で86名、両小学校区合わせて155名でございます。協力いただいている方全てが毎朝活動いただいているわけではありませんが、可能な日に自宅の前で子どもたちに声をかけていただいている方、登校班に付き添って学校近くまで行っていただいている方など様々でございますが、それぞれにご協力いただける範囲で活動いただいているところでございます。

○議長（浅田晃弘） 山本議員。

○5番（山本 精） 先ほど言いましたけれども、この間近隣地域で起きています下校時に不審な人物からの声かけや接触など、京都府のお知らせメールはありますが、見守り安

全パトロール隊の方々への教育委員会からの特別の連絡はありません。緊急事態時の見守り安全パトロール隊への情報伝達はどうなっているのですか。

○議長（浅田晃弘） 黒川教育次長。

○教育次長（黒川 剛） 昨年10月に見守り安全パトロール隊にご登録いただいている方々に対しまして、活動内容のご紹介、緊急時の連絡先などをお知らせさせていただきました。新規にご登録いただいた方々には、その都度同様のものをお渡しし、活動内容等についての周知に努めているところでございます。

京都府からのお知らせメールということでございますが、お知らせメールの即時性を考慮し、さきを送付いたしましたお知らせの文書の中でQRコードも併せて、京都府の防災、防犯情報メールの積極的な活用をお願いしているところでございます。また、教育委員会からの情報を受けていただくため、メールアドレスの登録についてお願いを併せてしております。

先ほど活動に登録いただいている方々は155名とご答弁申し上げましたが、メール登録をいただいている方は14名となっております。メール登録は、あくまでも任意でございます。

なお、5月、6月の小学校における学級閉鎖につきましては、登録いただいている方々にメールにて対象学年、期間などをお知らせさせていただいたところでございます。

○議長（浅田晃弘） 山本議員。

○5番（山本 精） 今、今年度になって、学級閉鎖については見守り安全パトロール隊へのメール登録者にはお知らせしたということです。少し前進したようです。

先ほども質問しましたが、京都府のお知らせメールの城陽市などの情報も伝えたいと思います。なぜしないのですか。

○議長（浅田晃弘） 黒川教育次長。

○教育次長（黒川 剛） 先ほどの答弁と重複いたしますけれども、ご活動いただいている方々につきましては、メール登録をお願いしているところでございます。メール登録をいただいている方に対しましては、適宜お知らせをしているところでございます。

○議長（浅田晃弘） 山本議員。

○5番（山本 精） 分かりました。ぜひともそういうような方々にも登録者へ、特にメール登録のお願いを勧めていってほしいと思います。

そういう点で、突然の下校時間、その変更などの情報などを見守り安全パトロール隊の多くの皆さんにお知らせするように今後求めておきます。

次に、通学路の安全対策についてです。

梅雨の時期を迎えて通学路に草が生い茂るようになってきています。草刈りなど保護者の方々や地域の方々が実施されているところもありますが、町としてはどのように対策をしているのですか。

○議長（浅田晃弘） 谷出建設環境課長。

○建設環境課長（谷出 智） 通学路におけます草刈り等については、町道管理の中で実施しているところでございます。通学路の安全対策につきましては、これまで町だけでなくPTAや地元区のご協力もいただきながら進めておりまして、今後とも関係団体、教育委員会等と連携しながら進めてまいります。

議員におかれましても、お気づきの点があれば、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅田晃弘） 山本議員。

○5番（山本 精） 私も協力を惜しまないようにしていきたいと思えます。

安全に登下校できるように道路管理お願いしておきます。

次に、交通安全対策についてお聞きします。

幹線道路や住宅道路の道路標示、横断歩道や停止線の表示が薄くなって消えかけているところが多く見られます。道路標示などの塗り直しはどうしているのですか。

○議長（浅田晃弘） 村山総務課長。

○総務課長（村山和弘） ご答弁申し上げます。

路面標示につきましては、令和5年第1回定例会の山内議員の一般質問におきましてご答弁申し上げましたとおり、新年度を迎える前の3月に交通安全や道路管理などの関係部局が連携し、改めて住民目線に立ったきめ細やかな全町的な点検を実施し、田辺警察署とも協議を行う中で、緊急性の高い不明瞭な箇所から区画線工事を実施したところがございます。

今後におきましても各区からの要望内容を踏まえ、田辺警察署にしっかりと要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅田晃弘） 山本議員。

○5番（山本 精） 今もありました学校周辺とか交通量の多いところでの道路標示の明示、しっかりと進めることを求めまして、本定例会の山本精の一般質問を終わります。

○議長（浅田晃弘） これにて山本精議員の一般質問を終わります。

続きまして、今西利行議員の一般質問を許します。今西議員。

○8番（今西利行） 今西利行です。通告に従いまして、一般質問を行います。

1点目は、地域公共交通についてです。

まず、町営バスの運賃設定について伺います。

私は皆さんから集めた税金で、これまでどおり無料で運行すべきと考えますが、町が尽力され制度設計されたように、持続可能な観点から法律に基づいて有償にし、国、府から補助金をもらって事業を進めていくことについては一つの方法であると思います。

そこで、その上に立って運賃の設定について提案をさせていただきます。

さきの3月議会において、300円をベースとする乗車料金の設定は公平であり、町内どなたも平等に利用いただけるとの答弁がありました。確かに、路線バスでの町内移動にかかる運賃は最大で290円であり、町営バス運賃の300円を考えると、そのとおりだと思います。

しかし、それは路線バス、町営バスそれぞれを利用した場合であり、路線バスと町営バスを乗り継いで町内移動したり、町外に出かけようとするれば、地域によって運賃の差が生まれます。これでは、町内どなたも平等に利用いただけるとは言えないと思います。

したがって、町営バスの運賃をできるだけ安く設定することによって気軽に利用でき、また地域による差も少なくなると考えますが、いかがですか。

○議長（浅田晃弘） 垣内建設事業担当理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） これまでも答弁の中で繰り返し申し上げておりましたとおり、運賃の設定につきましては地域、運行事業者、公共交通の有識者及び交通行政機関等から構成される地域公共交通活性化協議会におきまして慎重に議論を重ね設定したものであり、1日乗り放題券や地域応援定期券など負担軽減策も設けているところでございます。

また、路線バスへの乗り継ぎ促進対策につきましても現在検討しており、運行事業者とも連携、協力しつつ、状況の検証を進める中で地域住民の移動手段だけではなく、地域の未来を支える公共交通として、今後も利用促進につながるよう考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） 担当課が各地域に出向いて丁寧に説明会やデマンドタクシー試乗会を持ったことや、運賃設定において様々な住民の声を聞く中で、1日乗り放題券や定期券など負担軽減を図れたことについては評価したいと思います。

しかし、私は今申しましたように3月議会で300円をベースとする乗車料金の設定は公平であり、町内どなたも平等に利用できるという答弁に対して質問しております。そこで、もう少し詳しく述べたいと思います。

例えば、京阪宇治駅まで行く場合、緑苑坂からは520円ですが、南地域など町営バスを使って路線バスに乗り継いだ場合740円かかります。つまり、220円の差ができます。逆に、庁舎まで行く場合は、南など町営バスで行ける地域は300円ですが、緑苑坂からは路線バスに乗って、町営バスに乗り継げば540円かかります。つまり、町外に行くにも町内で移動するにも地域によって差ができます。

そもそもですが、住民にとってはどこの地域と比べて運賃が高い、低いということが問題ではなく、できるだけ安い運賃で移動したいというのが願いでございます。仮に、町営バスの運賃を100円に設定すれば、町営バスを使って乗り継ぎ京阪宇治へ行く場合、540円となり、緑苑坂からの運賃の520円とあまり差はありません。つまり、町外へ出かける場合は、どこに住んでいてもほぼですけれども、同じ運賃となります。

このように、町営バスの運賃は安い方が地域による運賃の差も少なくなり、より気軽に利用できることから、現在検討されている路線バスの乗り継ぎ促進対策、利用促進にもつながると考えますがいかがですか。

○議長（浅田晃弘） 垣内建設事業担当理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 運賃の設定のご質問でございますけれども、まず、路線バスや通常のタクシーなどの運賃は運行距離によりそれを設定されておりますので、お住まいの地域により料金に差があることは、ご存じのことと思います。

議員のご提案の設定であれば、南地内の方が役場まで、は一とバスをご利用の場合100円となり、緑苑坂の方が役場まで路線バスと、は一とバスをご利用された場合330円ということになります。もちろん現金の場合ですが、こうして安いというお考えであっても同様にお住まいの地域により運賃差が生まれるということが発生してまいります。

つまり、新しい地域公共交通での運賃体系につきましては定額制でありますので、これが平等であり、地域によって格差をつくっているものではないということをもつてご理解いただきたいというふうに思います。

何度も申し上げて恐縮ですが、運賃の設定につきましては地域公共交通活性化協議会において慎重に議論を重ね設定されたものであり、皆様からいただいた利用しやすいようにとの声から、1日乗り放題券や地域応援定期券などの負担軽減策も設けているところでございます。

また、議員が懸念を抱かれております路線バスへの乗り継ぎを前提とした運賃につきましては、既に乗り継ぎ対策として現在検討しているところでございます。

今後も運行事業者とも連携、協力しつつ、状況の検証を進める中で、地域住民の移動手段だけではなく、地域の未来を支える公共交通として進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） 私が提案しているのは町営バス運賃を100円にすれば、町外へ出かける場合、地域による差が少なくなるということです。だから、今答弁されたように、町営バスの運賃を安く設定しても地域による運賃の差はなくなりません。つまり、平等にはなりません。そして、住民の方は平等かどうかを問題にされているのではなく、より安くしてほしいと願っておられます。

町営バス運賃を、先ほども言いましたように、例えば100円といった安価に設定することで利用促進はもちろんのこと、路線バスへの乗り継ぎ促進も図れます。ぜひとも運賃設定については協議会において運賃の引上げについても議題にさせていただき、協議していただくことを強く求めておきます。

次に、住民合意について質問いたします。

3月議会で、「はーとバスを使ってお出かけすることが楽しみになった」、「お出かけ支援につながっている」という声を受け、町は、「私たちが目指し進めてきたことは間違っていなかったと実感した」という答弁をされました。確かにそういう声があることを否定するものではありません。しかし一方で、住民から360筆を超える署名が町に届けられました。主に、交通弱者に対する運賃の無料化、より安価な運賃設定について求められております。これも住民の切実な声であり、どのように受け止め、対応されるのでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 垣内建設事業担当理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 様々なご意見やお考えがありますことは、我々も認識をしているところでございます。運賃やルート等につきましても利用状況を検証し、地域公共交通活性化協議会の中で議論を続けているところでございます。

これからも皆様にご利用いただくことで、持続、継続できる公共交通として進化させていきたいというふうに考えております。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） 本年3月29日付の地方紙に、町民の方から投書が掲載されていました。そこには、運賃が高いという声は切り捨てるのか、賛成意見だけを都合よく利用しているように感じるし、こうした議論の運営は住民同士の対立を生みかねない、宇治田原町にとってもマイナスではないかと思うと書かれておりました。賛成の声も、反対の声もどちらも真摯に受け止めていただき、議論していただくよう強く求めておきます。

3点目に、運賃の免除について質問いたします。

本町の町営バスについては、ご存じのように2000年（平成12年）民間路線バスの一部ルートが廃止されたことに伴い、宇治田原町が住民の足を守る立場で、同年4月から福祉バスとして試行運転を開始したのが始まりでございます。

このような経過から本年3月議会において、交通弱者については運賃の免除をと質問いたしましたが、福祉部門等との協議の結果、適切なサービスができていると答弁されました。

しかし、前にも指摘いたしましたが、多くの住民の方からは、これからますます高齢化が進む中、この町で安心して年老いていけるのか不安、これまで頑張ってきたお年寄りからもお金を取るのか、福祉の後退だなどの怒りの声が上がっております。

公共交通については、他の多くの市町においても交通弱者に対する運賃の免除規定を設けておられます。また、民間バスや電車などは障がい者手帳や療育手帳を持つ方、介護や付添いの必要を会社が認めた場合などについては、運賃を割引されております。ところが、本町の町営バスについては、交通弱者に対する免除規定も障がい者に対する割引規定もございません。

住民の声を受け止め、再度の検討が必要と考えますが、いかがですか。

○議長（浅田晃弘） 垣内建設事業担当理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） これまでも申し上げておりますように、本町の新しい地域公共交通につきましては交通空白地を減らし、効率的な運行と路線バス維持を目的に進めているものでございます。

福祉の観点につきましては、既に福祉有償運送など各種事業にも取り組んでいるところでございますし、こうした福祉の観点も含めて地域公共交通活性化協議会の中で検討課題として議論を進めているところでございます。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） ただいまございました福祉有償運送については、後の質問でも取り上げますが、公共交通を利用することが困難な方を対象としていることから、また別の

取組であると認識するところでございます。

私が訪ねているのは、公共交通における運賃の免除についてであります。

例えば、他の市町での取組を一部紹介いたしますと、福知山市では、運転免許を持たない75歳以上の高齢者が利用できる「おでかけ応援チケット」を本年度から発行、1人につき4,000円。来年度以降は6,000円にするとのこと。また、滋賀県の湖南市では、70歳以上の高齢者に対して無料乗車券を30回分。甲賀市では、75歳以上の高齢者や障がい者の方に無料乗車券を交付されております。これは、ほんの一例ですが、いずれも高齢者や障がいの方の外出支援、介護予防、フレイル予防、健康増進を目的として取り組まれております。ぜひとも宇治田原町におきましても無料乗車券、運賃の免除など実現していただきますよう強く求めておきます。

それでは次に、防災対策について質問いたします。

先月、石川県能登地方で最大震度6強を観測した地震が起こり、死者を含めた多くの方が被災されました。住宅も全壊を含めて多くの被害が確認されています。さらに、日本各地で地震が多発しております。

また、今月に入って大型台風等梅雨前線の影響により発生した非常に激しい雨が降り続く線状降水帯により、多くの地域で床上浸水や道路冠水の被害が起きました。

気象庁においても少しでも早く危険度の高まりを伝えたいとして、局地的な豪雨をもたらす線状降水帯の発生を知らせる情報をこれまでより最大30分早めるとの報道もありました。既に梅雨や台風など大雨のリスクが高まる出水期に入りました。

そこで、防災対策について命を守るための第1次避難に関わって、2点質問いたします。

まず、避難行動要支援者個別支援計画についてでございます。

避難行動要支援者については、昨年12月議会において名簿登録者158人、情報提供への同意者127人、そのうち個別支援計画が策定できている方が50人で、まだ策定されていない方が72人おられました。

町はこの間、各地区の自主防災会に出向かれ、避難行動に関するお話などされてきました。また、自主防災会においても避難行動要支援者についての調査を実施していただきました。

そこでお聞きしますが、名簿登録者、情報提供者への同意者はそれぞれ何名になりましたか。そして、個別支援計画が策定できた方は何名になったのでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 村山総務課長。

○総務課長（村山和弘） ご答弁申し上げます。

これまでから幾度となくご答弁を申し上げてまいりました要介護認定や身体障害者手帳を所有する在宅の方など、町が把握し得る個別支援計画の対象者と各地区の自主防災会におきまして把握いただきました対象者を合計いたしますと、名簿登録者が304名で、情報提供への同意者が206名、うち策定者は49名となっております。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） 町の働きかけで避難行動要支援者については、各自主防災会で調査していただいた結果、名簿登録者が304名、情報提供への同意者が206名となり、それぞれ146名、79名増えたこととなります。調査結果の取りまとめ等各自主防災会の皆さんには大変ご苦労いただいたことと思います。

ただ、支援計画の策定については、この1年、残念ながら全く増えておりません。昨年の12月議会においては、小さな班ごとに検討していただくなどの取組を進めていくと答弁がございましたが、その後の取組の経過及び今後さらにどのような働きかけをされていくのかお聞きいたします。

○議長（浅田晃弘） 村山総務課長。

○総務課長（村山和弘） 去る4月12日に開催をいたしました地域自主防災会等連絡協議会におきまして、令和4年度における取組の経緯や今後の予定等を報告するとともに、意見交換を実施いたしました。その連絡協議会におきまして、今後情報提供への同意、不同意の確認のできていない方に対して同意取得を依頼するとともに、個別避難計画の作成が必要な方に対しては、個別避難計画の様式と記入例を送付して提出を依頼する旨、ご説明をさせていただいたところでございます。

今後、町といたしましては、ただいま申し上げましたとおり、同意、不同意の確認と個別避難計画の提出を依頼することといたしております。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） 先日の台風の際には、宇治田原町にも大雨警報が出され、土砂災害警戒情報が発表されたことに伴い高齢者等避難も発令されましたが、高齢者だけの世帯などは避難しろと言われても、避難所まで行くのが大変との声が聞かれました。つまり、災害時に避難行動に支援を要する人にとっては、支援者の存在は非常に重要であり、個別支援計画の作成は早急に取り組むべき課題であると思います。

今、答弁いただいたように個別支援計画作成については、必要な方に対して文書で依

頼をし、対応していくとのことでした。引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、第1次避難について質問いたします。

私はこの間、繰り返し議会で取り上げてきましたが、避難訓練については、まず第一に命を守るための第1次避難をどうするかが大切であると考えております。

先ほども言いましたが、日本は地震大国であり、また大雨による被害も後を絶ちません。

町は昨年度、地域自主防災会等連絡協議会を持たれ、先進的な事例紹介や各地域の自主防災会と共に一時避難時のルート確認など具体的な訓練内容の検討もされたと伺っております。

今年度も各自主防災会で防災訓練が実施されることと思ひますが、昨年度の取組を基に、町として避難行動要支援者への対応を含めた第1次避難の在り方、留意する点などを整理し、また、今回改定される防災マップや家族の災害避難カードも活用して、各地区の実態に合った第1次避難の検討ができるように基本的なマニュアル、指針を作成し、働きかける必要があると考えますが、いかがですか。

○議長（浅田晃弘） 村山総務課長。

○総務課長（村山和弘） 避難行動要支援者の避難につきましては、各地区におきまして地域の実情に応じた個々の支援者への声かけや安否確認、さらには避難経路の把握等に努めていただくことが重要であると考えておりまして、町が標準的なマニュアルを作成することは考えておりません。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） 全国的には第1次避難の仕方を誤って、たくさんの方が亡くなられたという報告もございます。もちろん完璧な方法はないとは思ひますが、少しでも被害が少なくなるように考えるべきであると思ひます。

マニュアルの作成は考えていないとのことですが、町としては各地区の先進的な取組を整理して、また全国の参考になる事例も紹介しながら、基本的な指針、留意することを提示してはどうかと思ひます。その上で、各地区の防災マップや家族の災害避難カードを活用し、各地区独自の避難計画が立てられるように、町があくまでもサポートする立場で関わっていけばと思ひますが、いかがですか。

○議長（浅田晃弘） 村山総務課長。

○総務課長（村山和弘） 町といたしましては、避難に際しての標準的なマニュアルの作成は考えておりませんが、住民の皆様にも全戸配布しております防災マップに記載してい

る避難情報の入手方法やハザードマップの見方、浸水ランク別の避難行動、また非常持ち出し品など、日頃の備えについて確認していただくことが、避難行動要支援者への対応も含めた1次避難の在り方としての基本的な指針、すなわち今おっしゃられた特に留意いただきたいことになるものというふうに考えております。

引き続き自主防災会等と連携、協力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） この間、何度も指摘いたしました、災害に対しての初期対応、つまり第1次避難が命を守るために徹底的に大事であるというふうに思います。

町としては、1次避難の在り方としての基本的な指針を全戸配布の防災マップに記載しているとのことで、それは理解いたしました、それをぜひ避難訓練などを活用して、自主防災会の皆さんを始め、住民の皆さんに周知、徹底していただくようお願いしたい。実際、災害が起こったときに対応するのは、各地区の自主防災会であり、隣近所の方々であります。そのとき、みんなが協力し合って、少しでもスムーズに対処できるように普段から準備をしていくことが大切であると思っておりますし、先ほども言いましたように、そのために各地区ごとにハザードマップや家族の災害、避難カードを基に避難計画を立て、それに基づいて避難訓練ができるよう適切なアドバイスをしていただきたいというふうに思います。

もちろん、私も防災士であり、地元地区の自主防災会のメンバーでもありますので、共に検討し取り組んでいきたいと考えておりますし、今後ともよろしく願います。

それでは最後に、福祉有償運送について質問いたします。

高齢者福祉サービスの事業の一環として社会福祉協議会において実施されております福祉有償運送は、障がいのある方や介護を必要とする方など歩行が困難で、公共交通機関の利用が困難な方を近隣市町の病院や施設などに送迎するサービスで、運転はほぼボランティアが担っております。

高齢化が進む本町においても、今後サービスを必要とする方が増えると考えられますが、町として福祉有償運送をどのように考えておられますか。

○議長（浅田晃弘） 中村福祉課長。

○福祉課長（中村浩二） ご答弁申し上げます。

ご質問にあります福祉有償運送は、障がいや高齢などにより一人で公共交通機関を利

用することが困難な方を対象に、営利とは認められない範囲の対価で行うドア・ツー・ドアの有償移送サービスであり、道路運送法の規定により詳細な基準を満たした上で、国土交通省への登録が必要となります。

本町では、当該事業を社会福祉法人宇治田原町社会福祉協議会に委託する形態にて実施しており、令和元年度に特殊型車椅子であっても乗車可能な車両を導入するなど、充実に努めております。

また、宇治田原町福祉有償運送運営協議会を開催し、地域における実情に応じた事業運営となるように委員に協議いただいております。

今後も福祉の観点からも、この福祉有償運送は公共交通の利用が難しい方々の移動手段確保の役割を担う制度として、継続した事業運営が必要であると捉えているところでございます。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） 本サービスを利用するには一定の条件があるとのこと、誰でも利用できるわけではありません。要介護認定3以上で歩行が困難な人、身体障害者手帳1から3級で下肢、体幹、視覚、聴覚障害各1種の人、療育手帳A、精神障がい者、保健福祉手帳1級の人となっておりますが、対象者は何人おられ、その中で利用されているのは何人でしょうか。

また、現在の利用状況、運転を担うボランティアの状況など現状についてお聞きいたします。

○議長（浅田晃弘） 中村福祉課長。

○福祉課長（中村浩二） 現在の対象者数は、障がいを理由とされる方114名、介護を理由とされる方222名の合計336名となっており、うち移送サービス利用登録者数は29名となっております。

また、移送サービスの提供者数につきましては、運転ボランティア登録者数が8名、社会福祉協議会職員の2名の合計10名となっております。

サービスの利用状況は、通院のための利用が主となっており、令和4年度は合計213回の利用があったところでございます。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） 利用者は増えつつあると聞いておりますが、ボランティアについては第二種運転免許保持者か第一種で指定の講習会を受けたおおむね70歳以下の方に限定されていることから、確保が厳しいと聞いております。実際ここ6年間新規のボランテ

ィア登録がなく、現時点でボランティア登録者数は8名とのことですが、仕事をしながらという方もおられ、慢性的な運転手不足になっているとのこと。

利用者からは、行きは送ってもらえたが、帰りは断られたことがあるとの声も聞いております。このまま運転をボランティアに依存するのは限界ではないかと思いますが、どのように考えておられますか。

○議長（浅田晃弘） 中村福祉課長。

○福祉課長（中村浩二） 移送サービスにおけるボランティア登録者数につきましては、ご指摘の状況のとおりでございます。今般、移送サービスのニーズが高まってきていることから、運転ボランティアの確保に向けて、各区、自治会を通じ、移送サービスの制度周知及び運転ボランティア募集の広報活動を行ったところでございます。

移送サービスについては、公共交通機関を利用することが困難な方を対象として、営利とは認められない範囲の対価で行うこととされていることから、今後につきましても運転ボランティアの方々を中心とした事業実施が必要であると判断をしております。

移送サービスの維持、継続に向けて、町といたしましても第3期地域福祉計画に掲げる福祉のまちづくり推進のため、公助、共助、自助の役割分担と相互連携を念頭に一層町社会福祉協議会と連携し、運転ボランティアの確保等に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますことから、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） 最初に申しましたが、このサービスは高齢化が進む社会において、ますます必要となる事業です。町としても今後も継続した事業運営が必要であると捉えられているという認識を示されました。ただ、対象者が336人おられるにも関わらず、利用登録者が29人というのは少なすぎる感じがいたします。この間、広報もしていただいたとのことですが、現時点で利用者だけが増えると、ボランティア不足で回らないというジレンマに陥ります。

ボランティア精神は尊重すべきものであり、ご答弁にあったようにボランティアが確保できればいいのですが、先ほどから申し上げているように非常に厳しい状況でございます。

例えばですが、社協に専任の運転手を雇い、必要に応じてボランティアにも入ってもらえるような体制が必要ではないかと思っております。

現在、事業を委託している社会福祉協議会と充分ご協議をいただき、安定的にサービスが提供できる方法を検討いただきたい、そのことを申し上げて私の一般質問を終わります。

ます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（浅田晃弘） これにて今西利行議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩を行います。

1時30分より会議を再開いたしますので、よろしく願いいたします。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後1時30分

○議長（浅田晃弘） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

原田周一議員の一般質問を許します。原田議員。

○10番（原田周一） それでは、6月の定例会における一般質問を行います。

6月は「環境月間」で、先日の6月5日は、我が国では「環境の日」とされております。

1972年6月にストックホルムで開催された国連人間環境会議が世界環境デーの制定のきっかけとなり、その年の12月に制定されました。世界環境デーの制定は、国連人間環境会議で当時、日本がセネガルと共同で世界環境デーを設けるよう呼びかけ、これに応じる形で国連が定めたと同っております。

環境問題については、かねてからいろいろ質問してきましたが、今回は、地球温暖化防止について、本町の取組及び子どもたちへの環境教育の2件についてお伺いいたします。

取組について。

昨年11月にエジプトにおいて、C O P 27が開催され、2015年のC O P 21において採択された気候変動問題に関する国際的なパリ協定の完全履行に向けた実施方法などが検討されました。

そうした中、我が国においては、気候変動対策の長期目標である2050年カーボンニュートラルの実現に向けていろいろな取組が進められています。

C O P 27では、気候変動危機の有害な影響に脆弱な発展途上国への補償問題で枠組みをつくることは合意できたようですが、具体的な内容については持ち越されました。気候変動危機を招いてきた先進国には、温室効果ガスの排出量を削減する責任があるのではないのでしょうか。

世界の温室効果ガスの85%を20か国の地域が排出していると言われております。洪水被害や熱波による火災など自然災害と思われる大きな災害が世界各地で発生しております。サハラ砂漠以南のアフリカの国々では、飲料水の普及率は3から5%程度で、水の

奪い合いが原因で紛争も起こっているとされており。

気候変動がもたらす影響についてCOP27の場で議論になったように、途上国への影響について何が起きているのか。様々な現象などを含めて行政は町広報紙などで、もっと発信していく必要があるのではと思いますが、いかがでしょうか。

本町も参加する3市3町で構成する城南衛生管理組合管内においては、ここ数年、ごみの減量化が進んでいるようです。町の情報発信を中心として、効果が現れていることを考えると、本町において地域住民への地球温暖化防止を考えるための問題提起として、住民の皆さんに必要な情報を広報紙、ホームページなどでもっと発信していくことが大切だと思いますが、いかがでしょうか。町の見解をお願いいたします。

○議長（浅田晃弘） 谷出建設環境課長。

○建設環境課長（谷出 智） 議員ご指摘のとおり、今まさに地球温暖化は進行しており、1850年代から2020年までの間に世界の平均気温は1度以上上昇し、気候変動や生態系への影響、新たな感染症の蔓延など世界各地で様々な影響を及ぼしております。

我が国におきましても、頻発する豪雨や巨大台風による自然災害の激甚化や生態系の変化による農林漁業への影響、熱中症のリスクの高まりなど住民生活にも大きな影響をもたらしています。

2015年に採択されたパリ協定では、産業革命以前に比べ、世界の平均気温の上昇を1.5度にまで抑え、そのために温室効果ガスの排出量を今世紀後半には実質ゼロに向けて削減するという目標が掲げられたところでございます。

それを受けまして、我が国でも温室効果ガス排出量を2030年で2013年比46%削減し、2050年で実質ゼロとするカーボンニュートラルを目指し、あらゆる手段を講じるものとしています。

本町におきましては、平成25年度に宇治田原町地球温暖化防止実行計画を策定し、住民・事業者・行政の協働により「エコパートナーシップうじたわら」の活動等を通じて、温暖化防止や省エネの推進、再生可能エネルギーの導入などについて情報発信に努めてまいったところでございます。

住民の皆様への情報発信は、単なる情報の提供ではなく、意識の変革と行動の変化を促す重要な手段と認識しているところであり、今年度、宇治田原町の目指すべき環境の将来像とそれを実現する方策等を検討し、第3期環境保全計画を取りまとめることとしていることから、これまで以上に住民の皆様へ正しい情報・分かりやすい情報を発信し、環境保全、温暖化防止への行動につながるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（浅田晃弘） 原田議員。

○10番（原田周一） 本町の地球温暖化防止実行計画によりますと、3期計画の総括として2020年7月に役場庁舎、保健センター、子育てセンターが移転し、施設規模の拡大や冷暖房に都市ガスを使用したことにより、エネルギーの使用量が増加した。が、温室効果ガス排出量は22.8%削減され、目標値を達成することができた。これは、実態に沿った排出量を把握するため、施行令や国が公表する排出係数を用いたことによると報告されています。

2030年度の目標及び削減率の達成のための2022年から2026年までの4期計画では、具体的な取組として、エコ職場推進者の選任をはじめ、様々な削減目標が掲げられ、その実践に大いに期待するものであります。

長期目標である2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、昨年5月に政府が公表したクリーンエネルギー戦略中間整理によれば、化石燃料中心の社会から脱炭素中心の社会への転換を図るためには、今後10年間で約150兆円もの投資が官民で必要とされています。

また、本町におきましても、家庭用太陽光発電・蓄電システム設置補助金など制度がありますが、ホームページを見てみますと「令和5年度分の補助金の予算枠は終了しました」と記載されております。また、設置予定がある場合、要相談とのことですが。

交付実績含めて現状はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（浅田晃弘） 谷出建設環境課長。

○建設環境課長（谷出 智） 令和2年度に移転した役場庁舎は、効率的な冷暖房システムやLED照明を採用し、旧庁舎と比べ省エネ効率の高い施設となっておりますが、旧庁舎と比較しまして施設規模が大きくなったため、エネルギーの使用量は増加しております。

しかし、東日本大震災以降停止しておりました原発の再稼働や再生可能エネルギー由来の電力の増加等によりまして、排出係数の減少によりまして、温室効果ガス排出量は、平成28年度と比較して22%削減されたところでございます。

温室効果ガス排出量の削減には、こうした再生可能エネルギー等の活用が重要であるとされ、国においても脱炭素化に向けた取組をさらに加速させるものとしております。

本町におきましても、家庭での再生可能エネルギーの利用を促進するため、京都府の補助金に上乘せする形で自宅への太陽光発電設備と蓄電設備の同時設置に対して補助金を交付しております。

令和元年以来、年平均4件程度で推移していた申請でございますが、昨今の再生可能エネルギーへの関心の高まりを受けてか、今年度分4件の予算枠が年度当初に終了したため、今後京都府に対して予算枠の追加配分を求めてまいる予定でございます。

加えて、京都府では、事業者個人宅の屋根を貸し出し、太陽光パネルを設置して初期費用を実質ゼロとする「京都0円ソーラー」や、設備の設置や改修により高エネルギー効率で環境負荷の少ないスマートハウス化するスマート・エコハウス促進融資制度などの施策を実施されるため、町としても再生可能エネルギーや環境負荷を軽減する取組へのアクセス向上を目指しまして、情報発信に努めてまいるところでございます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 原田議員。

○10番（原田周一） ただいま年4件の予算が年度当初に枯渇したとのことですが、予算見通しが甘いのか、住民の皆様の関心が高まったのか、過去の交付申請、実績などを見ますと、明らかに住民の皆さんの関心が高まったことに起因していると思います。

再生可能エネルギーには、太陽光パネル以外にも多くの設備があり、日々進化しております。住民の皆様への環境への関心は、2030年、2050年に向けてもっと高まっていくと思います。

中でも、補助事業の枠については、当局の手腕によるところが大きいと思いますので、くれぐれもよろしく願いいたします。

次に、3回目に移ります。

宇治田原町地球温暖化防止実行計画（第4期）（事務事業編）の第3章の温室効果ガス総排出量の削減目標では、2021年、令和3年を基準年とし、計画期間最終年度の2026年、令和8年度までに基準年の排出量から15%削減することを目指すと明記されております。

この計画推進に対し様々な具体的な取組が記述されております。計画の推進、点検、評価、見直しを実践していくとのことで、その進捗状況に関して毎年公表していくとのこと。

第4期計画では、その内容から職員一人一人が環境問題を認識することによって、達成できるものと推察いたします。が、問題は、国の地球温暖化対策計画にある2030年に2013年度比46%削減し、さらに50%の高みに向けての挑戦、そして2050年のカーボンニュートラルと大変ハードルの高い目標となっております。

先ほど答弁にもありました今年度策定を進めている第3期環境保全計画においても、

地球温暖化防止実行計画（区域施策編）を内包しており、こうした国の目標に準じた取組を行うことになるかと思いますが、これに対して町のお考えをお伺いいたします。

○議長（浅田晃弘） 垣内建設事業担当理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 宇治田原町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）は、町の事務事業に伴い発生する温室効果ガス排出量の削減のための計画であり、国が地方公共団体に計画の策定を義務づけているものでございます。

令和4年度に策定しました第4期計画では、議員ご指摘のとおり、計画最終年度である2026年度において2021年度の排出量から15%削減することとしております。

一方、今年度策定を進めております第3期宇治田原町環境保全計画における宇治田原町地球温暖化防止実行計画（区域施策編）の第2期計画は、本町域から排出される温室効果ガス排出量削減のための計画ですが、その目標は国の計画である2030年度の2013年度比46%削減及びその先の2050年度には実質ゼロを目指すカーボンニュートラルを見据えた上、2024年度から10年間の削減目標を掲げる必要があると考えております。

これらの目標達成は容易ではありませんが、計画の策定に当たっては、策定委員各位、また関係団体、関係機関の皆様と議論を深め、国や京都府が実施される事業や本町が独自に実施できる再生可能エネルギーの利用促進事業、温室効果ガスの重要な吸収源となる森林管理等各種施策・事業を展開するなど、削減目標を着実に実施できるよう計画を策定してまいりたいと考えておりますので、原田議員におかれましても、ご理解とご協力賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（浅田晃弘） 原田議員。

○10番（原田周一） 温室効果ガスの削減目標達成のため、各種施策をしっかりと落とし込んでいただき、目標達成のできるよう策定していただくことを期待して、この取組に対する質問を終わります。

次に、地球温暖化防止に対する環境教育の取組についてお聞きいたします。

地球温暖化や自然破壊など環境の悪化が深刻化し、環境問題への対応が重要な課題となっており、自然環境を守り、エネルギーの効率的な利用など環境への負荷が少なく、持続可能な社会を構築していくことが、社会のニーズとして求められております。

次代を担う児童生徒が環境問題を学習し、持続可能な社会のづくり手となることが期待され、地球環境問題について理解を深め、環境を守るための行動を取れることが重要であると考えます。

持続可能な開発目標であるSDGsは、誰一人取り残さない社会の実現を目指してお

り、国が教育分野で提唱した持続可能な開発のための教育、E S Dは、第2期教育基本計画の中でも実施すべき教育上の方策の一つとして位置づけられていると伺っております。

文部科学省の資料によれば、E S Dは、地球規模の課題を自分ごととして捉え、その解決に向け自ら行動を起こす力を身につけるための教育とされており、地球上で起きている様々な問題が、遠い世界で起きていることではなく、自分の生活に関係していることを意識づけることに力点を置く。地球規模の持続可能性に関わる問題は、地域社会の問題にもつながっている。身近なところから行動を開始し、学びを実生活や社会の変容へとつなげることがE S Dの本質であり、グローバルとローカルが結びつくという感覚が重要であるとされております。

地球温暖化防止を含めた環境教育やSDG sなど、本町の小・中学校においても様々な教科において取り組まれていると思いますが、現状についてお伺いいたします。

○議長（浅田晃弘） 黒川教育次長。

○教育次長（黒川 剛） SDG sには、目標1「貧困」をはじめ、目標17「実施手段」までの17の目標が定められております。

また、8つの優先課題の一つに「地球」として、「省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会」と「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」が定められております。

学校教育におきましては、学校ごとに教育計画を定めております。SDG sに特化したものではありませんが、SDG sの目標として定められている「飢餓」「保健」「ジェンダー」「水・衛生」「エネルギー」「経済成長と雇用」「インフラ、産業化、イノベーション」「不平等」「気候変動」「海洋資源」「陸上資源」など幅広く捉えられる分野にわたり、教育計画に基づき授業を行っております。

ご質問にございます環境教育の分野についてでございますが、小学校では、学年ごとに国語、生活、図画工作、また道徳の教科において自然愛護や生命尊重、環境保全に関する取組を行っております。

具体的には、宇治田原町の町探検を通して、ふるさとの自然やものに対する愛着を深めるとともに、環境保全に対する主体的に取り組む学習等を行っております。

中学校でも同様に5教科において取組を行っており、太陽光発電や水の循環、自動車に利用される物質を通じて資源の再利用化、分別収集などの学習を行っております。

そのほか、環境以外の分野におきましても、食、健康・福祉、人権等の多岐にわたっ

ての授業を実施しているところでございます。

○議長（浅田晃弘） 原田議員。

○10番（原田周一） ここに本町の先生方が編集委員になって、自分たちの足で歩き、また掲載されている写真も先生自ら撮影・編集された社会科の副読本「私たちの宇治田原町」があります。お聞きしたところ、4年生から6年生の3年間にわたり、この教科書を使用しているとのことでした。

先ほど幅広い教科などで環境教育に取り組んでいるとの答弁でした。

副読本には、町の様子や自然、産業、歴史といったことが掲載されております。自然豊かな本町の子どもたちは、都市部の学校と違い周囲の自然環境の多様な生物についても学ぶことができますし、体験的にも理解度も深まるものと思います。しかしながら、町の様子も年々変化してきております。自然の大切さを学び、環境について正しい理解を深めることは、教育的効果があるものと考えます。

太陽光発電や壁面緑化、自然採光などを取り入れた学校施設で身近な教材として環境問題や環境対策を学ぶことは、これからの科学技術の触発につながるとともに、最新のデジタル技術を学ぶ貴重な教育機会と思います。

次代を担う子どもたち、将来の本町を背負っていく子どもたちに対し、自分たちの生活と産業との関わり、公害から住民の健康や生活環境を守るための教育の継続を今後もお願いいたします。

ただいまSDGsの観点から、本町の環境教育の取組について答弁いただきました。

先ほど述べたESDは、推進を主導する機関として、ユネスコはSDGsの目標4（教育）の主導する機関として、持続可能な開発のための教育、SDGs実現のため、国際的に主導してきました。

学校と地域がパートナーとして連携・協働による取組を進めるためには、学校と地域住民が、我々が住むこの地域においてどのような子どもたちを育てるのか、そのために何を実践していくのか、また、何をすべきかといった目標やビジョンの共有が重要であると認識しております。

そのためには、学校職員の資質の向上のために、環境教育への理解やカリキュラムマネジメント等の実践力向上や維孝館学園として学校全体の取組の向上に資する研修などが必要であると思いますが、いかがでしょうか。

地球温暖化の問題は2030年、2050年まであまり時間がありません。次代を切り開いていく子どもたちが、自主的に、また積極的に環境保全に取り組めることが重要であると

思います。

また、学校建物などは、本町の現状の公共建築物の中では、一番の床面積を占める建物であります。その学校に現状のような太陽光パネルの枚数ではなく、もっと多くの設置が必要と思います。近い将来に棚上げになっている施設一体型の建設の話題もあります。

費用対効果から現状の学校での投資は困難と思いますが、検討されている施設一体型校舎の建設に向けて、エコスクールの考え方を導入して、今後検討していく考えはないのかどうか、お聞きいたします。

○議長（浅田晃弘） 奥村教育長。

○教育長（奥村博巳） 維孝館学園としての環境教育の取組につきましては、各学校で任命しておりますカリキュラムマネジャーを中心に授業内容の検討を行っております。

維孝館学園全体でも3校による企画会議を毎月開催する中で、連携した取組を進めているところでございます。

研修につきましては、地球環境学講座が今月、総合地球環境学研修所で開催され、「子どもに伝えたい環境学」「窒素を手に入れた人類」「サンゴは何でも知っている」などのテーマにつきまして、研修参加するなど様々な機会を捉えて研さんに努めているところでございます。

施設一体型校舎の建設につきましては、現時点では具体化をしていませんが、建設する場合にあっては、議員からご指摘いただきました視点も取り入れていくことになるものと考えております。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 原田議員。

○10番（原田周一） 先ほどのE S Dについては、また別の機会がありましたら詳しくお聞きしていきたいと思います。

施設一体型校舎の建設については、私からの提案の視点も取り入れていくとのお答えでございます。エコスクールとして整備する学校には「エコスクール・プラス」として認定。また、認定を受けた学校には施設整備を実施する際に関係省庁より補助事業の優先採択などの支援が受けられるようです。

先ほど紹介した先生方の手作りの副読本「わたしたちの宇治田原町」の新しい地域づくりのところで、たまたま中身を見ていますと、役場の人の話が掲載されていますので、最後にご紹介したいと思います。

私たちは、自然がいっぱいのこのふるさとで生まれ育ち、季節の移り変わりを肌で感じられることは、ごく当たり前のようになってきました。しかし、最近ではその様子も少しずつ姿を変えてきています。町が開発され豊かになっても、そこに住む人たちの生活が満足のいくものでなければ、町の人々の幸福にはつながりません。特に小さい命や弱い立場の人たちのことをどのように考え、まちづくりにつなげていくのが大切です。町の人と一緒に考えてながら、これからの宇治田原町をより住みよい町にしていきたいと思っております。

本町の次代を担う子どもたちが日々学習していることを紹介して、私の本日の質問を終わらせていただきます。どうぞご清聴ありがとうございました。

○議長（浅田晃弘） これにて原田周一議員の一般質問を終わります。

続きまして、榎木憲法議員の一般質問を許します。榎木議員。

○2番（榎木憲法） 改めまして、こんにちは。通告に従い榎木憲法が質問をいたします。

本日は、有害鳥獣対策について、中でも野猿対策について質問をいたします。

一般的に有害鳥獣としては、今のところイノシシ、鹿、猿による被害が問題になっております。しかし、鹿、イノシシによる被害対策としては、近年電気柵から金網柵に町内田畑の八、九割が変更され、その効果が現れているようで、この二者による被害は以前より少なくなったと聞き及んでおります。

一方、野猿による被害は、ここ二、三年ほど前から増大傾向にあり、特に今冬から今日にかけて出没周期の間隔も短く、また出没回数が増加してきており、役場のホームページの「サル位置情報」を見ましても1年365日の出没があると記されております。こうした実態から「何とかならないか」との声をよく耳にします。

10年ほど前には、野猿は、女性や子どもに対しては逃げない。しかし、男性が追い払えば逃げると言われていたのですが、昨今は大人の男性が大声を出しても逃げない状況になっています。例えば四、五メートルの距離でも獲物を手にした猿は人間を無視しています。それならばと、ロケット花火を近くで飛ばしても、その音に一向に驚くこともなく、一切の効果もありません。

素人による追い払いでは、大変厳しい状況になってきていると感じています。狩猟免許取得者による積極的な駆除とか、あるいはもっと野猿を中心とした対策が必要なときに来ているのではと思われれます。

町として被害状況をどう把握され、現状どのような考えなのかをお聞かせください。

○議長（浅田晃弘） 田村産業観光課長。

○産業観光課長（田村 徹） それでは、ご答弁申し上げます。

野猿については、本町では30頭から40頭ほどと推定される宇治田原A群が特に活発な行動をしており、その出没エリアも町内各地へと拡大しているように見受けられ、住民の皆様から出没情報や被害情報を役場にしばしばご報告いただいております。町といたしましても対応に努めているところでございます。

狩猟免許取得者による対応につきましては、野猿を含む有害鳥獣の捕獲業務を綴喜郡猟友会宇治田原支部へお願いしているところでございまして、今後も引き続き猟友会と連携の上、取り組むこととしております。

また、野猿に特化した対策としましては、野猿等追い払い隊による活動に加えまして新たな取組といたしまして、昨年度からモンキードッグを本格導入するとともに、区のご要望に基づき即応性のある電動ガンの貸出しを開始したところでございます。

野猿による被害や出没回数が増加する中、有害鳥獣対策協議会を中心に関係機関や各区・自治会、住民の皆様と連携し、これら被害軽減に向けた各種の取組を引き続き進めてまいります。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 榎木議員。

○2番（榎木憲法） 町として3つの取組をしていると答弁をいただきました。

1つには、猟友会と連携して取り組むこととしている。2つ目には、昨年度からモンキードッグを本格導入していると。

この二者の方々には、自前の生活や用事がある中において、被害撲滅のために日々関わっていただいていることに対しまして、この場をお借りしてお礼を申し上げたいというふうに思います。

また、3つ目の取組として、即応性のある電動ガンの貸出しを開始したとのことですが、本当に即応性があるいい対策だと思われま。それまでは通報をしても来ていただいたときには、もう猿はいないということが度々でしたが、今は通報しなくても電動ガンですぐに追い払いをすることができます。その効果は非常に大きいと思っております。

しかし、追い払いをしても駆除していかない限り、野猿も毎年子どもを産み、その数も年々増えてきているように思われます。

「捕獲して個体数を減らして」との住民さんからの声も耳にします。が、個体数調整に当たっては、京都府のニホンザル第2種特定鳥獣管理計画というのがあるが、町とし

て独自で簡単にできるものではないということは認識していますが、加害レベルに応じた捕獲も可能と伺っております。

「個体数を減らして」という住民さんの声は声として受け止めていただきたい。そのあたりのことを町としての今後の動きをお聞きしたいと思います。

○議長（浅田晃弘） 田村産業観光課長。

○産業観光課長（田村 徹） 野猿を追い払うだけでなく、捕獲して個体数自体を減らしてほしいというご要望は役場にも寄せられており、年々増加していく出没回数や被害状況を鑑みますと、必要な対策であると認識しているところでございます。

町の権限で行うことができる被害防止捕獲だけでなく、各種被害防除対策を実施してもなお恒常的に被害が発生する場合や個体数の増加率が高く分布の拡大とそれに伴う被害地の拡大が不可避である場合など、被害が甚大で早急に対策を講じる必要があるときには、京都府の許可を得まして、個体数調整に取り組むことができますが、許可に際しましては、専門家会議での同意を得る必要があるなど、要件等があるため、今後も府と協議・調整しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 榎木議員。

○2番（榎木憲法） 答弁で、個体数を減らすに当たっての要因の一つとして、個体数増加率が高く分布の拡大、それに伴う被害地拡大が不可避である場合など云々との回答をいただきました。

町のホームページ「サル的位置情報」を見ますと、ここ10年来集団での出没のなかった南地区に突然に5月下旬から6月上旬にかけて毎日のように出没している状況になっています。このことは、答弁に言われた分布の拡大と言えるのではと思われま

す。今後被害の拡大などを調査され、府との協議・調整を図っていただきたいと申し入れておきます。

最後に、現状の追い払いに当たっては、モンキーダッグの方や追い払いの方たちから「諦めずに追い払ってください。でないと、猿は安心して2度でも3度でも10度でもやってきます」とのアドバイスをいただき、なるほどと得心しているところです。

つまるところ、町に頼るだけでなく、我々住民も一体となり、息の長い対策に取り組むことが肝要と思っているところです。

町としてこの「諦めずに追い払う」というフレーズをもっとアピール、広報すべきではないかと申し述べ、質問を終わらせていただきます。

○議長（浅田晃弘） これにて榎木憲法議員の一般質問を終わります。

続きまして、馬場哉議員の一般質問を許します。馬場議員。

○3番（馬場 哉） それでは、6月の定例会における一般質問も私で最後になりました。皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、馬場哉が一般質問を行います。

全国の皆さんから約2億円の寄附を頂戴している本町のふるさと納税です。今回の質問は、そのふるさと応援基金の活用に関して一般質問をさせていただきます。

まずは、令和5年度も用途を「子どもの育成」として応援基金から1億3,000万円を繰り入れ、予算編成をしているわけだが、どのような事業にどれくらいの事業費を充当しているのか、お答えを願います。

○議長（浅田晃弘） 中地企画財政課長。

○企画財政課長（中地智之） ご答弁申し上げます。

本町のふるさと応援基金は、ふるさと宇治田原町の次代を担う子どもたちを育む施策の推進に充てることをお約束しており、全国からお寄せいただいた寄附金は、子どもたちの夢を応援するため「未来挑戦隊チャレンジャー育成プロジェクト」と銘打った枠組みを立ち上げまして、ストーリー性を持たせたユニークな事業を各世代へと横展開しております。

プロジェクトの一端を申し上げますと、町立保育所において、新たな知育玩具の導入や保育者のスキルアップ研修に取り組む中で、豊かな子どもの心を育む保育環境を充実させてまいりますほか、小・中学校では、民間教育機関との連携による家庭学習の支援やタブレット端末を活用したAIドリルの提供、先端プログラミング教室などSociety5.0（ソサエティ5.0）時代を見据えまして、今後の社会で必要とされる基礎教養の習得を促してまいります。

加えまして、中学校では、町内企業のご協力のもと、商品開発に挑戦し、自分たちが考えたアイデアが商品化されるプロセスを実体験することで、キャリアデザインを考えるきっかけづくりを応援する事業など、こうした宇治田原町ならではのプロジェクトにおよそ1,000万円を活用させていただくものです。

このほか保育所運営に必要な経費に6,000万円、安全でおいしい給食を提供する共同調理場の運営費に2,000万円、小・中学校におけるネットワーク環境の整備充実に2,500万円など、子どもたちを育む施策へ合わせて1億3,000万円を充当させていただいてるところでございます。

○議長（浅田晃弘） 馬場議員。

○3番（馬場 哉） ふるさと納税の理念である地方創生とは、地方の魅力や活力を再生し、地域の発展や持続可能な成長を促進、新たな事業をつくり出すものだと私は理解をしています。「未来挑戦隊チャレンジャー育成プロジェクト」などユニークな事業展開は大いに評価をしております。答弁にあったように、育成プロジェクトで活用しているとする1,000万円以外、およそ1億円強の保育所等運営経費は、行政において一般会計をやりくりしながら事業を行う経常的経費であり、ふるさと納税の仕組みが目指す創生という意味合いでは、少し違いがあるのではないかと考えます。

では、ふるさと応援基金からの繰入れがこのような多額でない前年度までは、どのように予算の編成をしていたのでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 中地企画財政課長。

○企画財政課長（中地智之） 「次代を担う子どもたちを育む」という目的に活用するという意味において、ふるさと応援基金の繰入れを保育所運営費に充当することは、本町のふるさと納税の趣旨に大いに合致するものと認識しております。

当該基金の繰入れがない時期の予算編成に関しましては、平成24年度以降、令和2年度決算に至るまで、財政調整基金を取り崩しながらの苦しい財政運営を行ってきたところでございます。

ふるさと納税は、税源の偏在是正及び地方創生の手段とすることを目的に設けられ、拡充されてきた制度であり、創設から15年を経過した一昨年度は、全国で8,300億円を超える規模になっております。

恒久的な制度としての担保がない中で、過度の依存は禁物ですが、制度が存続する限りは戦略的に取り組む必要がありますことから、収支構造の改善のため、積極的な財源の獲得に努める、そういったこともまた大切な視点と考えております。

○議長（浅田晃弘） 馬場議員。

○3番（馬場 哉） ただいまの答弁にもあるように、令和2年度までは財政収支の均衡が取れておらず、財政調整基金を取り崩して経常的経費に充当していた。ふるさと納税でたくさんの寄附を頂くようになって、その基金を経常的経費にも充当しているので、財政調整基金の減少幅も抑制できている、そういうことですね。理解できました。

しかし、ふるさと納税を財源として過度に依存することは禁物だと。それは答弁のとおりだと思います。

ふるさと応援基金を保育所等の経常的経費に活用することを駄目だとは申し上げては

おりません。行政サービスに活用することも可能である貴重な財源としての視点は理解をしています。ただ、住民さんの方々にも本町のふるさと納税が好調であるという認識が広がる中で、基金活用のほとんどが経常的経費に充当されているのは、基金を活用した子どもたちにとっての新しい取組が、住民の方々の目に見えないし、実感がないのではないのでしょうか。

財政の構造を改革し、ふるさと応援基金を活用した子どもたちのための新規事業をもっと展開するべきではないのでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 奥谷総務担当理事。

○総務担当理事（奥谷 明） ふるさと応援基金の使途につきましては、子どもたちに対する投資のプロセスを可視化し、寄附者へのリターンとしてお示しすることで、つながりを生む好循環を築くという目標を掲げて取り組んでおり、内外への訴求という面からも新規事業の有効性は十分認識しておりますが、一方で、新たな試みを一過性のものとせず、効果検証も含めまして、一定継続することが必要とも考えております。

繰り返しになりますが、この町だからこそできる種々の取組を世代別に切れ目なく続けることで、子どもたちの可能性を広げ、自己実現の後押しをする。このストーリーを住民の皆様、そして寄附をお寄せいただいた方々と共有するためのプロモーションにも力を注いでいるところでございます。

○議長（浅田晃弘） 馬場議員。

○3番（馬場 哉） 行政規模が違うので比較はできませんが、一例として申し上げますと、泉佐野市は、ふるさと納税を活用して、学校のプールを建設し、子どもたちや市民の方々は大変喜んでおられると聞き及びます。

本町においても以前よりアンケート等で、子育て世代の方々のご意見を聞くと、遊具のある大きな公園が欲しい。この件については、ハートの公園で応えられるかと思えます。このように施設等への要望がありました。児童生徒への学習支援などのソフト事業についてもご意見をちょうだいすることがあります。

来月の文教厚生常任委員会視察研修では、岡山県和気町が実施をしておられる小・中学校現場での英語教育の推進と、町が運営をする「公営塾」についてお話を聞きに行きます。私は、ふるさと応援基金を活用して、教育の新しい取組を実施すればよいと考えています。

ところで、先ほど泉佐野市において、ふるさと納税を活用したプール建設の例を出しましたが、コロナ蔓延防止の観点から住民プールの更衣室が密を避けられない施設であ

るとの理由で、去年は住民プール開場を見送ったわけですが、行事等の活動が再開されるようになり、今年の夏休み、住民プールの開場はどうするのですか。

○議長（浅田晃弘） 立原社会教育課長。

○社会教育課長（立原信子） 住民プールにつきましては、新型コロナウイルス感染症の流行により感染症蔓延防止の観点から、令和2年度からの3年間は閉場とさせていただいていたところです。新型コロナウイルス感染症が本年5月8日から5類感染症へと感染症法上の位置づけが見直され、社会教育・体育施設の運営を通常に戻して各種事業を再開しておりますが、住民プールにつきましては、今年度の開場は見送ることとしております。

この経緯といたしましては、開場に向け昨年度現状確認したところ、ろ過機の不具合を把握し、修繕の必要性を確認しておりましたが、3年間施設を使用していなかった状態で、その他の部分においても十分な安全性が確保できないおそれがあることから、今年度は改善の必要な箇所を精査し、修繕対応での可否等も含めて確認したいとの考えによるものです。

○議長（浅田晃弘） 馬場議員。

○3番（馬場 哉） 答弁で改善の必要な箇所を今年度も精査するとのことですが、当局は、令和3年12月の議会全員協議会で、小中一貫施設調査研究事業の報告をしています。この報告の中で、住民プールにおいては1億3,000万円の改修費が積算をされています。令和3年度に350万円の予算をかけて教育施設や住民プールの現状を調査された中で、住民プールについて改修の必要性は認識をされているはずですが。

今年度に精査するとしている調査は、3年度に実施したこの調査とどこがどう違うのかと思うのが1点。

もう一つは、先ほどの調査事業で令和3年度に改修の必要性を認識をしているのであれば、昨年、令和4年度に修繕対応での可否等の確認ができたのではないのでしょうか。なぜ行わなかったのでしょうか。

このあたりは、本日は時間がないので、金曜日の文教厚生常任委員会で詳しい説明を求めることといたします。

ふるさと応援基金の質問に戻しますが、夏休み、子どもたちのクールスポットとしてまた町外に住む子どもたちの知り合いや親戚と一緒に遊べる憩いのレジャー施設としてふるさと応援基金を活用して住民プールの施設改修をすることこそ、基金の使い方として本来のありようではないのでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 子どもたちへの支援は、未来を紡ぐために欠くことのできない投資でありまして、苦しい時期であっても、そのための財源は何とかしても確保しなければならないと考えておるところでございます。

しかしながら、財源が無尽蔵にあるわけではございませんので、政策選択に際して全体の利益、そして費用対効果の視点を欠くことなく、あれかこれかの苦渋の決断を行う必要がございます。

将来に過度の負担を引き継がない、このこともまた、町政を預かる者としての未来を担う子どもたちに対する責任と心得ておりますので、ふるさと応援基金の充実に当たりましては、優先度をしっかりと見極めながら持続可能なまちづくりを第一に判断してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 馬場議員。

○3番（馬場 哉） コロナが収束の方向で通常の活動が再開をされますが、本年または状況によっては、来年も夏休みに住民プールを開場できないとなれば、3年度から行っていた施設の現状確認からこの間の対応を住民さんたちにどう説明するのですか。そのことは重々認識をしていただきたいと申し上げておきます。

ふるさと納税については、経済活性化につながることから引き続きプロモーションには力を注がなければならない。しかし、基金を財源として過度に依存することは禁物であります。

町長や財政担当課長がおっしゃったように、財政状況はとても厳しいです。ここにいる職員さん、議員の皆さんは、自分の代だけ無事に通り過ぎればよい、そんなふうを考えている人はいないと私は思っています。

引き続き行財政改革を進め、財政収支の均衡を図ることをしっかりと認識していかなければならないと申し上げまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（浅田晃弘） これにて馬場哉議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。以上で本日の全日程は終了いたしました。本日はこれにて散会いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決定

いたしました。

本日はこれにて散会します。

次回は6月22日午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

本日は長時間大変ご苦勞さまでございました。

散 会 午後2時36分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 浅 田 晃 弘

署 名 議 員 馬 場 哉

署 名 議 員 今 西 利 行